

■新旧対応表

新	旧																																																																																																																																					
<p>(P 3)</p> <p style="text-align: right;">序章</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致維持向上協議会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学識経験者</td> <td>下川 達彌◎</td> <td>活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長</td> <td>考古学 博物館学</td> </tr> <tr> <td>原田 博二</td> <td>長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長</td> <td>日本近世史</td> </tr> <tr> <td>山田 由香里</td> <td>長崎総合科学大学工学部 教授</td> <td>建築史</td> </tr> <tr> <td>渡邊 貴史○</td> <td>長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授</td> <td>都市計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係団体</td> <td>岩本 繁幸</td> <td>宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長</td> <td>重要文化財 所有者</td> </tr> <tr> <td>鉄川 進</td> <td>(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)</td> <td>建築 まちづくり</td> </tr> <tr> <td>桐野 耕一</td> <td>長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長</td> <td>まちづくり</td> </tr> <tr> <td>浦瀬 徹</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事</td> <td>観光</td> </tr> <tr> <td>公募</td> <td>竹中 晴美</td> <td>オフィス・タック 代表取締役</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行政機関</td> <td colspan="2">長崎県土木部都市政策課長</td> <td rowspan="2">長崎県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎県教育庁学芸文化課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎市まちづくり部長</td> <td rowspan="2">長崎市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎市文化観光部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致保存・整備委員会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高尾 忠志◎</td> <td>九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監</td> </tr> <tr> <td>下川 達彌</td> <td>活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長</td> </tr> <tr> <td>安武 敦子</td> <td>長崎大学大学院工学研究科 准教授</td> </tr> <tr> <td>浜谷 信彦</td> <td>活水女子大学健康生活学部 教授</td> </tr> <tr> <td>梅元 建治○</td> <td>(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事</td> </tr> <tr> <td>蛟島 和夫</td> <td>浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表</td> </tr> <tr> <td>野村 孝一</td> <td>東山手地区町並み保存会 副会長</td> </tr> <tr> <td>高橋 真理子</td> <td>東山手地球館 マネージャー</td> </tr> <tr> <td>山下 典子</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長</td> </tr> <tr> <td>坂井 恵子</td> <td>備スタジオリイズ エディター</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p>	区分	氏名	所属団体等	備考	学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画	関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光	公募	竹中 晴美	オフィス・タック 代表取締役		行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県	長崎県教育庁学芸文化課長		長崎市まちづくり部長		長崎市	長崎市文化観光部長		氏名	所属団体等	高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監	下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長	安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授	浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授	梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事	蛟島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表	野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長	高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー	山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長	坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター	<p>(P 3)</p> <p style="text-align: right;">序章</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致維持向上協議会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学識経験者</td> <td>下川 達彌◎</td> <td>活水女子大学学術研究所 長崎市文化財審議会 会長</td> <td>考古学 博物館学</td> </tr> <tr> <td>原田 博二</td> <td>長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長</td> <td>日本近世史</td> </tr> <tr> <td>山田 由香里</td> <td>長崎総合科学大学工学部 教授</td> <td>建築史</td> </tr> <tr> <td>渡邊 貴史</td> <td>長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授</td> <td>都市計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係団体</td> <td>高尾 忠志○</td> <td>九州大学大学院持続可能な社会のための 決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監</td> <td>土木工学 景観</td> </tr> <tr> <td>岩本 繁幸</td> <td>宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長</td> <td>重要文化財 所有者</td> </tr> <tr> <td>鉄川 進</td> <td>(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)</td> <td>建築 まちづくり</td> </tr> <tr> <td>桐野 耕一</td> <td>長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長</td> <td>まちづくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行政機関</td> <td>山下 典子</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 観光振興局 商品企画部長</td> <td>観光</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎県土木部都市政策課長</td> <td rowspan="2">長崎県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎県教育庁学芸文化課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎市まちづくり部長</td> <td rowspan="2">長崎市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎市文化観光部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致保存・整備委員会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高尾 忠志◎</td> <td>九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監</td> </tr> <tr> <td>下川 達彌</td> <td>活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長</td> </tr> <tr> <td>安武 敦子</td> <td>長崎大学大学院工学研究科 准教授</td> </tr> <tr> <td>浜谷 信彦</td> <td>活水女子大学健康生活学部 教授</td> </tr> <tr> <td>梅元 建治○</td> <td>(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事</td> </tr> <tr> <td>蛟島 和夫</td> <td>浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表</td> </tr> <tr> <td>野村 孝一</td> <td>東山手地区町並み保存会 副会長</td> </tr> <tr> <td>高橋 真理子</td> <td>東山手地球館 マネージャー</td> </tr> <tr> <td>山下 典子</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長</td> </tr> <tr> <td>坂井 恵子</td> <td>備スタジオリイズ エディター</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p>	区分	氏名	所属団体等	備考	学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画	関係団体	高尾 忠志○	九州大学大学院持続可能な社会のための 決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監	土木工学 景観	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり	行政機関	山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 観光振興局 商品企画部長	観光	長崎県土木部都市政策課長		長崎県	長崎県教育庁学芸文化課長		長崎市まちづくり部長		長崎市	長崎市文化観光部長		氏名	所属団体等	高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監	下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長	安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授	浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授	梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事	蛟島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表	野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長	高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー	山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長	坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター
区分	氏名	所属団体等	備考																																																																																																																																			
学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学																																																																																																																																			
	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史																																																																																																																																			
	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史																																																																																																																																			
	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画																																																																																																																																			
関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者																																																																																																																																			
	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり																																																																																																																																			
	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり																																																																																																																																			
	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光																																																																																																																																			
公募	竹中 晴美	オフィス・タック 代表取締役																																																																																																																																				
行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県																																																																																																																																			
	長崎県教育庁学芸文化課長																																																																																																																																					
	長崎市まちづくり部長		長崎市																																																																																																																																			
	長崎市文化観光部長																																																																																																																																					
氏名	所属団体等																																																																																																																																					
高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監																																																																																																																																					
下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長																																																																																																																																					
安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授																																																																																																																																					
浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授																																																																																																																																					
梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事																																																																																																																																					
蛟島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表																																																																																																																																					
野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長																																																																																																																																					
高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー																																																																																																																																					
山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長																																																																																																																																					
坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター																																																																																																																																					
区分	氏名	所属団体等	備考																																																																																																																																			
学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学																																																																																																																																			
	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史																																																																																																																																			
	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史																																																																																																																																			
	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画																																																																																																																																			
関係団体	高尾 忠志○	九州大学大学院持続可能な社会のための 決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監	土木工学 景観																																																																																																																																			
	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者																																																																																																																																			
	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり																																																																																																																																			
	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり																																																																																																																																			
行政機関	山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 観光振興局 商品企画部長	観光																																																																																																																																			
	長崎県土木部都市政策課長		長崎県																																																																																																																																			
	長崎県教育庁学芸文化課長																																																																																																																																					
	長崎市まちづくり部長		長崎市																																																																																																																																			
長崎市文化観光部長																																																																																																																																						
氏名	所属団体等																																																																																																																																					
高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監																																																																																																																																					
下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長																																																																																																																																					
安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授																																																																																																																																					
浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授																																																																																																																																					
梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事																																																																																																																																					
蛟島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表																																																																																																																																					
野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長																																																																																																																																					
高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー																																																																																																																																					
山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長																																																																																																																																					
坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター																																																																																																																																					





■新旧対応表

新	旧
<p>(P 50)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>4 長崎市の文化財</b></p> <p><b>(1) 長崎市の文化財の状況</b></p> <p>長崎市は、大陸に近いという立地的特性から、古くから海を介した交流が行われ、海外文化を受け入れながら、独自の文化を育んできた。長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布している。文化財の特色について、主に下記の点が挙げられる。</p> <p>①16世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。</p> <p>②江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。</p> <p>③西洋の科学技術や情報の窓口として、我が国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。</p> <p>④原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。</p> <p>令和4年(2022)2月時点で長崎市の文化財は、国指定・選定の文化財50件、国認定の文化財が4件、国登録の文化財が32件あり、県指定文化財69件、市指定文化財131件の計286件が所在している。また、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件が国の選択を受けている。</p> <p>また、長崎市には、二つの異なる世界文化遺産に属する、それぞれの構成資産が分布している。</p> <p>一つは、平成27年(2015)7月登録の世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産(旧グラバー住宅、小菅修船場跡、三菱造船所第三船渠、三菱造船所占勝閣、三菱造船所旧本型場、三菱造船所ジャイアント・カンチレバークレーン、高島炭坑、端島炭坑)である。「明治日本の産業革命遺産」は、西洋地域から非西洋地域への産業化の移転が、短期間に成功したことを証明する遺産群である。長崎には、西洋の知識・技術導入の窓口としての役割を果たした歴史的背景から、明治維新前後に、造船や石炭産業の分野において、外国人により西洋技術が直接導入されたことを示す資産が多い。</p> <p>もう一つは、平成30年(2018)7月登録の世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である。17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で、ひそかに信仰を伝えた人々の歴史を物語る類まれな遺産群である。長崎市にはキリシタンの潜伏集落であった「外海の<sup>ウツノ</sup>出津集落」・「外海の<sup>ウツノ</sup>大野集落」、信徒発見の舞台となった「大浦天主堂」の3つの構成資産が所在している。</p> <p>50</p>	<p>(P 50)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>4 長崎市の文化財</b></p> <p><b>(1) 長崎市の文化財の状況</b></p> <p>長崎市は、大陸に近いという立地的特性から、古くから海を介した交流が行われ、海外文化を受け入れながら、独自の文化を育んできた。長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布している。文化財の特色について、主に下記の点が挙げられる。</p> <p>①16世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。</p> <p>②江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。</p> <p>③西洋の科学技術や情報の窓口として、我が国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。</p> <p>④原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。</p> <p>長崎市の文化財は、国指定・選定の文化財50件、国認定の文化財が4件、国登録の文化財が32件あり、県指定文化財69件、市指定文化財130件の計285件が所在している。また、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件が国の選択を受けている。</p> <p>また、長崎市には、二つの異なる世界文化遺産に属する、それぞれの構成資産が分布している。</p> <p>一つは、平成27年(2015)7月登録の世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産(旧グラバー住宅、小菅修船場跡、三菱造船所第三船渠、三菱造船所占勝閣、三菱造船所旧本型場、三菱造船所ジャイアント・カンチレバークレーン、高島炭坑、端島炭坑)である。「明治日本の産業革命遺産」は、西洋地域から非西洋地域への産業化の移転が、短期間に成功したことを証明する遺産群である。長崎には、西洋の知識・技術導入の窓口としての役割を果たした歴史的背景から、明治維新前後に、造船や石炭産業の分野において、外国人により西洋技術が直接導入されたことを示す資産が多い。</p> <p>もう一つは、平成30年(2018)7月登録の世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である。17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で、ひそかに信仰を伝えた人々の歴史を物語る類まれな遺産群である。長崎市にはキリシタンの潜伏集落であった「外海の<sup>ウツノ</sup>出津集落」・「外海の<sup>ウツノ</sup>大野集落」、信徒発見の舞台となった「大浦天主堂」の3つの構成資産が所在している。</p> <p>50</p>

■新旧対応表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(P51)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">国</th> <th colspan="2">県</th> <th colspan="2">市</th> </tr> <tr> <th>指定</th> <th>選定</th> <th>認定</th> <th>登録</th> <th>指定</th> <th>指定</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>遺跡</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>12</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化的景観</td> <td></td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群</td> <td></td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>131</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>47</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>69</td> <td>131</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">長崎市の文化財件数 (令和4年 (2022) 2月時点)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件                  明清楽 (県指定無形文化財)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4件                  竜踊<small>リウリウ</small> (県指定無形民俗文化財)                  野母<small>ノモ</small>の盆踊 (県指定無形民俗文化財)                  竹ん芸 (市指定無形民俗文化財)                  手熊<small>テクマ</small>・桶泊<small>ツクリ</small>のモットモ</p> <p>※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。</p>	種類		国				県		市		指定	選定	認定	登録	指定	指定			有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14			絵画	4	-	4	-	8	3			彫刻	1	-	-	-	5	1			工芸品	-	-	-	-	5	18			書跡・典籍	1	-	-	-	2	9			古文書	-	-	-	-	2	2			考古資料	-	-	-	-	2	-			歴史資料	4	-	-	1	2	5			無形文化財		-	-	-	-	2	-			民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	7			無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7			記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41			名勝地	-	-	-	1	1	1			動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23			文化的景観		-	1	-	-	-	-			伝統的建造物群		-	2	-	-	131	-			合計		47	3	4	32	69	131			<p>(P51)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">国</th> <th colspan="2">県</th> <th colspan="2">市</th> </tr> <tr> <th>指定</th> <th>選定</th> <th>認定</th> <th>登録</th> <th>指定</th> <th>指定</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>遺跡</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>12</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化的景観</td> <td></td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群</td> <td></td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>47</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>69</td> <td>130</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">長崎市の文化財件数 (令和元年 (2019) 8月時点)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件                  明清楽 (県指定無形文化財)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4件                  竜踊<small>リウリウ</small> (県指定無形民俗文化財)                  野母<small>ノモ</small>の盆踊 (県指定無形民俗文化財)                  竹ん芸 (市指定無形民俗文化財)                  手熊<small>テクマ</small>・桶泊<small>ツクリ</small>のモットモ</p> <p>※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。</p>	種類		国				県		市		指定	選定	認定	登録	指定	指定			有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14			絵画	4	-	4	-	8	3			彫刻	1	-	-	-	5	1			工芸品	-	-	-	-	5	18			書跡・典籍	1	-	-	-	2	9			古文書	-	-	-	-	2	2			考古資料	-	-	-	-	2	-			歴史資料	4	-	-	1	2	5			無形文化財		-	-	-	-	2	-			民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	6			無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7			記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41			名勝地	-	-	-	1	1	1			動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23			文化的景観		-	1	-	-	-	-			伝統的建造物群		-	2	-	-	-	-			合計		47	3	4	32	69	130		
種類				国				県		市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	指定	選定		認定	登録	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	絵画	4	-	4	-	8	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	彫刻	1	-	-	-	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	工芸品	-	-	-	-	5	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	書跡・典籍	1	-	-	-	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	古文書	-	-	-	-	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	考古資料	-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	歴史資料	4	-	-	1	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
無形文化財		-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名勝地	-	-	-	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
文化的景観		-	1	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群		-	2	-	-	131	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
合計		47	3	4	32	69	131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種類		国				県		市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		指定	選定	認定	登録	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	絵画	4	-	4	-	8	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	彫刻	1	-	-	-	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	工芸品	-	-	-	-	5	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	書跡・典籍	1	-	-	-	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	古文書	-	-	-	-	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	考古資料	-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	歴史資料	4	-	-	1	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
無形文化財		-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名勝地	-	-	-	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
文化的景観		-	1	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群		-	2	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
合計		47	3	4	32	69	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
51	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

■新旧対応表

新	旧
<p>(P57)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <p><b>e 重要文化的景観</b>                  長崎市の北部、西彼杵半島西部に位置する外海地区で、地域で多く産出される石で形成された石積みを特徴とした、近世から続く畑作を中心とした集落景観が国選定の重要文化的景観となっている。</p> <p><b>○長崎市外海の石積集落景観</b>                  外海地区で営まれる畑作を中心とした集落景観で、開墾した際に出土した結晶片岩を用いて、土留の石垣などの集落を構成する構造物や居住地の塀や壁などを石積み構造物で構築し、特徴的な景観を形成している。地区の北西に位置する大野地区には、結晶片岩の石積みに加えて、大野岳周辺で産出される玄武岩を用いた石積みが見られ、外海地区の多様な石積文化を見ることができる。</p>  <p style="text-align: center;">外海の石積集落景観</p> <p><b>f 登録文化財</b>                  令和4年(2022)2月時点で市内には登録有形文化財の建造物30件、歴史資料1件と登録記念物(名勝関係)1件が存在する。特に、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つになっているジャイアント・カンチレバークレーン(文化財名称:三菱重工業長崎造船所ハンマーヘッド型起重機)は、現在も長崎港に位置する長崎造船所において現役で稼働しており、造船の町の景観として長く市民に親しまれている。</p> <p><b>○三菱重工業長崎造船所ハンマーヘッド型起重機</b>                  イギリスのマザーウェル・ブリッジ社から輸入され、明治42年(1909)12月、三菱造船所(現・長崎造船所)鮑の浦の、船の装備などを工事する艦装岸壁に設置された。昭和20年(1945)の原爆投下により被害を受けたが、その後、昭和36年(1961)、現在の水の浦岸壁に移設された。船舶エンジン、船舶プロペラ、船用ボイラーや艦装類、陸用原動機の積み出しのために稼働を続けて、現在に至っている。大きさは、全高が62m、ジブ(クレーン腕の長さ)が73mである。                  長崎造船所の歴史を代表する構造物であるとともに、我が国の造船産業の近代化を支えた貴重な歴史的構造物でもある。</p>  <p style="text-align: center;">ハンマーヘッド型起重機</p> <p style="text-align: center;">57</p>	<p>(P57)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <p><b>e 重要文化的景観</b>                  長崎市の北部、西彼杵半島西部に位置する外海地区で、地域で多く産出される石で形成された石積みを特徴とした、近世から続く畑作を中心とした集落景観が国選定の重要文化的景観となっている。</p> <p><b>○長崎市外海の石積集落景観</b>                  外海地区で営まれる畑作を中心とした集落景観で、開墾した際に出土した結晶片岩を用いて、土留の石垣などの集落を構成する構造物や居住地の塀や壁などを石積み構造物で構築し、特徴的な景観を形成している。地区の北西に位置する大野地区には、結晶片岩の石積みに加えて、大野岳周辺で産出される玄武岩を用いた石積みが見られ、外海地区の多様な石積文化を見ることができる。</p>  <p style="text-align: center;">外海の石積集落景観</p> <p><b>f 登録文化財</b>                  市内には登録有形文化財の建造物30件、歴史資料1件と登録記念物(名勝関係)1件が存在する。特に、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つになっているジャイアント・カンチレバークレーン(文化財名称:三菱重工業長崎造船所ハンマーヘッド型起重機)は、現在も長崎港に位置する長崎造船所において現役で稼働しており、造船の町の景観として長く市民に親しまれている。</p> <p><b>○三菱重工業長崎造船所ハンマーヘッド型起重機</b>                  イギリスのマザーウェル・ブリッジ社から輸入され、明治42年(1909)12月、三菱造船所(現・長崎造船所)鮑の浦の、船の装備などを工事する艦装岸壁に設置された。昭和20年(1945)の原爆投下により被害を受けたが、その後、昭和36年(1961)、現在の水の浦岸壁に移設された。船舶エンジン、船舶プロペラ、船用ボイラーや艦装類、陸用原動機の積み出しのために稼働を続けて、現在に至っている。大きさは、全高が62m、ジブ(クレーン腕の長さ)が73mである。                  長崎造船所の歴史を代表する構造物であるとともに、我が国の造船産業の近代化を支えた貴重な歴史的構造物でもある。</p>  <p style="text-align: center;">ハンマーヘッド型起重機</p> <p style="text-align: center;">57</p>







■新旧対応表

新	旧
<p>(P 58)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>(ウ) 県指定文化財</p> <p>令和 4 年 (2022) 2 月時点で長崎県指定文化財は 69 件あり、種別では有形文化財 35 件、無形文化財 2 件、民俗文化財 6 件、記念物 26 件である。ここでは中国をはじめとした海外との交流の歴史を知ることができる文化財を主に紹介する。</p> <p>○東海の墓 (有形文化財)</p> <p>東海家の始祖徐敬雲は、中国浙江省の出身で、長崎に来航、住宅唐人となった。その子徐徳政の時に帰化、徳政は東海徳左衛門と称し、唐通事となった。以来、同家は 9 代にわたって唐通事を務め、特に 2 代徳左衛門は唐通事目付に、6 代安兵衛は大通事助に任じられた。墓地は 5 段からなる中国様式の豪壮なもので、周囲にめぐらした壁や床面に石を張り、石柱などには彫刻が施されている。</p>  <p>東海の墓</p> <p>○興福寺寺域 (史跡)</p> <p>我が国最古の唐寺で、元和 6 年(1620)中国江西省出身の真円によって開かれた。最初は船神媽祖を祀る祠堂であったが、大雄宝殿や鐘鼓樓、書院、庫裏などが建立され、次第に寺院としての体裁を整えて行った。承応 3 年(1654)渡来した隠元が我が国で最初に任職を務めたことから、黄檗宗発祥の地と称される。</p>  <p>興福寺寺域</p> <p>○日本二十六聖人殉教地 (史跡)</p> <p>豊臣秀吉の禁教令によって京都や大坂で捕らえられた 6 名の外国人宣教師と 18 名の日本人信者(後に 20 名となる)は長崎に護送され、慶長元年 12 月 19 日(1597 年 2 月 5 日)西坂で処刑された。その後もこの地で多くの人たちが殉教、世界的な殉教地として知られる。文久 2 年 (1862)、ローマ教皇から 26 人の殉教者は聖人に列せられた。昭和 25 年 (1950)にはローマ教皇がこの地をカトリック教徒の公式巡礼地として指定している。</p>  <p>日本二十六聖人殉教地</p> <p>58</p>	<p>(P 58)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>(ウ) 県指定文化財</p> <p>長崎県指定文化財は 69 件あり、種別では有形文化財 35 件、無形文化財 2 件、民俗文化財 6 件、記念物 26 件である。ここでは中国をはじめとした海外との交流の歴史を知ることができる文化財を主に紹介する。</p> <p>○東海の墓 (有形文化財)</p> <p>東海家の始祖徐敬雲は、中国浙江省の出身で、長崎に来航、住宅唐人となった。その子徐徳政の時に帰化、徳政は東海徳左衛門と称し、唐通事となった。以来、同家は 9 代にわたって唐通事を務め、特に 2 代徳左衛門は唐通事目付に、6 代安兵衛は大通事助に任じられた。墓地は 5 段からなる中国様式の豪壮なもので、周囲にめぐらした壁や床面に石を張り、石柱などには彫刻が施されている。</p>  <p>東海の墓</p> <p>○興福寺寺域 (史跡)</p> <p>我が国最古の唐寺で、元和 6 年(1620)中国江西省出身の真円によって開かれた。最初は船神媽祖を祀る祠堂であったが、大雄宝殿や鐘鼓樓、書院、庫裏などが建立され、次第に寺院としての体裁を整えて行った。承応 3 年(1654)渡来した隠元が我が国で最初に任職を務めたことから、黄檗宗発祥の地と称される。</p>  <p>興福寺寺域</p> <p>○日本二十六聖人殉教地 (史跡)</p> <p>豊臣秀吉の禁教令によって京都や大坂で捕らえられた 6 名の外国人宣教師と 18 名の日本人信者(後に 20 名となる)は長崎に護送され、慶長元年 12 月 19 日(1597 年 2 月 5 日)西坂で処刑された。その後もこの地で多くの人たちが殉教、世界的な殉教地として知られる。文久 2 年 (1862)、ローマ教皇から 26 人の殉教者は聖人に列せられた。昭和 25 年 (1950)にはローマ教皇がこの地をカトリック教徒の公式巡礼地として指定している。</p>  <p>日本二十六聖人殉教地</p> <p>58</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 59)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <p>(I) 市指定文化財</p> <p>令和4年(2022)2月時点で長崎市の市指定文化財は、有形文化財が52件、民俗文化財が13件、記念物が65件の合計130件が所在している。江戸時代に由来するものが多く、現在の長崎市域が、江戸時代には幕府直轄領(天領)や佐賀藩などの各藩領が所在した範囲であることから、海外との交流を示すものや各藩領の地域的な歴史や伝統文化を示すものが見られる。</p> <p>○黄檗開祖三幅対(有形文化財)</p> <p>黄檗開祖とは、承応3年(1654)に中国福建省の黄檗山万福寺より渡来した隠元禪師のことである。最初、興福寺の住職を務めたが、後に黄檗山万福寺(京都府宇治市)を開き、黄檗宗の開祖と称された。黄檗宗は臨済宗の一派で、江戸時代は臨済宗黄檗派と呼ばれたが、明治9年(1876)黄檗宗として公認された。本書幅は、筆勢もよく、隠元を代表する書の一つである。</p>  <p style="text-align: center;">黄檗開祖三幅対</p> <p>○竹ん芸(無形民俗文化財)</p> <p>風頭山の北面に位置する若宮稲荷神社の秋の大祭に奉納される芸能である。竹ん芸は、若宮稲荷神社の竹やぶで狐が戯れる様子を演じるもので、かつては、長崎くんちでも奉納されていた。高さ11mもの2本の竹の上で、男女2匹の白狐に扮した男性が竹ん芸囃子(県指定無形民俗文化財)に合わせて軽やかな身のこなしで演じる。</p> <p>なお、平成15年(2003)に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。</p>  <p style="text-align: center;">竹ん芸</p> <p>○山王神社の大クス(天然記念物)</p> <p>山王神社境内入口の2本のクスノキで、向かって右側の1本は胸高の幹回りが8.2m、左側の1本は約6mほどである。ともに昭和20年(1945)の原爆を受けて主幹の上部が折れ、熱線で幹肌を焼かれた。一時は全く落葉して枯れ木同然であったが、次第に生き返り樹勢を取り戻した。原爆の生き残りの樹木としての意義も深い。</p>  <p style="text-align: center;">山王神社の大クス</p> <p style="text-align: center;">59</p>	<p>(P 59)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <p>(I) 市指定文化財</p> <p>長崎市の市指定文化財は、有形文化財が52件、民俗文化財が13件、記念物が65件の合計130件が所在している。江戸時代に由来するものが多く、現在の長崎市域が、江戸時代には幕府直轄領(天領)や佐賀藩などの各藩領が所在した範囲であることから、海外との交流を示すものや各藩領の地域的な歴史や伝統文化を示すものが見られる。</p> <p>○黄檗開祖三幅対(有形文化財)</p> <p>黄檗開祖とは、承応3年(1654)に中国福建省の黄檗山万福寺より渡来した隠元禪師のことである。最初、興福寺の住職を務めたが、後に黄檗山万福寺(京都府宇治市)を開き、黄檗宗の開祖と称された。黄檗宗は臨済宗の一派で、江戸時代は臨済宗黄檗派と呼ばれたが、明治9年(1876)黄檗宗として公認された。本書幅は、筆勢もよく、隠元を代表する書の一つである。</p>  <p style="text-align: center;">黄檗開祖三幅対</p> <p>○竹ん芸(無形民俗文化財)</p> <p>風頭山の北面に位置する若宮稲荷神社の秋の大祭に奉納される芸能である。竹ん芸は、若宮稲荷神社の竹やぶで狐が戯れる様子を演じるもので、かつては、長崎くんちでも奉納されていた。高さ11mもの2本の竹の上で、男女2匹の白狐に扮した男性が竹ん芸囃子(県指定無形民俗文化財)に合わせて軽やかな身のこなしで演じる。</p> <p>なお、平成15年(2003)に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。</p>  <p style="text-align: center;">竹ん芸</p> <p>○山王神社の大クス(天然記念物)</p> <p>山王神社境内入口の2本のクスノキで、向かって右側の1本は胸高の幹回りが8.2m、左側の1本は約6mほどである。ともに昭和20年(1945)の原爆を受けて主幹の上部が折れ、熱線で幹肌を焼かれた。一時は全く落葉して枯れ木同然であったが、次第に生き返り樹勢を取り戻した。原爆の生き残りの樹木としての意義も深い。</p>  <p style="text-align: center;">山王神社の大クス</p> <p style="text-align: center;">59</p>

■新旧対応表







新	旧
<p>(P 60)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>(2) 主な未指定文化財</p> <p>長崎市内には江戸時代に佐賀藩や大村藩などの藩領で農・漁業が主な産業であった地域があり、多様性に富んだ民俗芸能が保存・継承されている。市内の神社でも、秋の祭りである「くんち」で様々な芸能が奉納されている。それぞれの地域の神社の祭りは、諏訪神社の「長崎くんち」に対して、「郷くんち」と呼ばれている。これらの民俗芸能のうち指定・未指定に関わらず 50 団体が「長崎市郷土芸能保存協議会」に所属し、協議会主催の大会にも出演して、保存継承に努めている。</p> <p>(3) 文化</p> <p>ア 音楽</p> <p>長崎の音楽は、西洋や中国からの影響を色濃く受けてきた。古くから庶民の間で歌い継がれてきた民謡について、特に長崎の特徴として重要なものは、中国から伝わった明清楽（県指定無形文化財）や、キリスト教の布教によって、賛美歌やキリストの教えが歌となった「キリシタン歌」がある。</p> <p>明清楽のなかで代表的なものは、月琴や胡弓、琵琶等を伴奏に歌い踊られた清楽「九連環」で、中国人が丸山遊女たちに伝授して親しまれ、文化・文政年間には「看々のう」、明治から大正にかけては「梅々枝」、「法界節」、「さのさ」、「むらさき節」となって歌い継がれて行き、現在でも長崎くんちの奉納踊り等に色濃く残っている。それとともに、「長崎の明清楽」として長崎県の無形文化財に指定され、「明清楽」として国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財となっている。</p> <p>長崎でのキリスト教の布教は、室町時代末期の天文 19 年（1550）にフランシスコ・ザビエルが平戸に來航して以来行われ、江戸時代に入るときには中世ヨーロッパの賛美歌を原曲とした「キリシタン歌」が流行歌のように歌われていた。その後キリスト教禁止令が出されるものの、その文化までは抹殺することができず、殉教者を讃えた歌等が潜伏キリシタンの民謡となって歌い継がれていった。</p>  <p>長崎明清楽保存会による明清楽の演奏</p> <p>イ 食文化</p> <p>長崎では豊富な海や山の幸に加え、中国、オランダ、ポルトガルなどの国から伝えられたそれぞれの食文化が融合されて、長崎独特の味覚として進化してきたことが特徴である。</p> <p>草紙料理は、大皿に盛られた料理と円卓を囲んで味わう宴会料理であり、和食、洋食、中国料理の要素が互いに混じり合った、まさに長崎らしい郷土料理とい</p>  <p>草紙料理</p> <p>60</p>	<p>(P 60)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>(2) 主な未指定文化財</p> <p>長崎市内には江戸時代に佐賀藩や大村藩などの藩領で農・漁業が主な産業であった地域があり、多様性に富んだ民俗芸能が保存・継承されている。市内の神社でも、秋の祭りである「くんち」で様々な芸能が奉納されている。それぞれの地域の神社の祭りは、諏訪神社の「長崎くんち」に対して、「郷くんち」と呼ばれている。これらの民俗芸能のうち指定・未指定に関わらず 51 団体が「長崎市郷土芸能保存協議会」に所属し、協議会主催の大会にも出演して、保存継承に努めている。</p> <p>(3) 文化</p> <p>ア 音楽</p> <p>長崎の音楽は、西洋や中国からの影響を色濃く受けてきた。古くから庶民の間で歌い継がれてきた民謡について、特に長崎の特徴として重要なものは、中国から伝わった明清楽（県指定無形文化財）や、キリスト教の布教によって、賛美歌やキリストの教えが歌となった「キリシタン歌」がある。</p> <p>明清楽のなかで代表的なものは、月琴や胡弓、琵琶等を伴奏に歌い踊られた清楽「九連環」で、中国人が丸山遊女たちに伝授して親しまれ、文化・文政年間には「看々のう」、明治から大正にかけては「梅々枝」、「法界節」、「さのさ」、「むらさき節」となって歌い継がれて行き、現在でも長崎くんちの奉納踊り等に色濃く残っている。それとともに、「長崎の明清楽」として長崎県の無形文化財に指定され、「明清楽」として国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財となっている。</p> <p>長崎でのキリスト教の布教は、室町時代末期の天文 19 年（1550）にフランシスコ・ザビエルが平戸に來航して以来行われ、江戸時代に入るときには中世ヨーロッパの賛美歌を原曲とした「キリシタン歌」が流行歌のように歌われていた。その後キリスト教禁止令が出されるものの、その文化までは抹殺することができず、殉教者を讃えた歌等が潜伏キリシタンの民謡となって歌い継がれていった。</p>  <p>長崎明清楽保存会による明清楽の演奏</p> <p>イ 食文化</p> <p>長崎では豊富な海や山の幸に加え、中国、オランダ、ポルトガルなどの国から伝えられたそれぞれの食文化が融合されて、長崎独特の味覚として進化してきたことが特徴である。</p> <p>草紙料理は、大皿に盛られた料理と円卓を囲んで味わう宴会料理であり、和食、洋食、中国料理の要素が互いに混じり合った、まさに長崎らしい郷土料理とい</p>  <p>草紙料理</p> <p>60</p>

■新旧対応表



新	旧
<p>(P71)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致</b></p> <p><b>○出島和蘭商館跡</b></p> <p>出島は、寛永11年(1634)キリスト教の禁教を理由としてポルトガル人を一か所に収容するために、幕府が長崎の町人25人に命じて造らせた人工島である。島原・天草一揆ののち、ポルトガル人の渡航が禁止され、一時出島は無となったが、寛永18年(1641)、平戸のオランダ商館が移転された。以来、安政の開国までの218年間、オランダとの交流の拠点として、貿易品のみならず西洋の科学や文化の流入の窓口として大きな役割を果たした。</p> <p>出島は、昭和26年(1951)から復元への取組みが開始され、これに伴う発掘調査により確認された護岸石垣は、保存整備のうえ顕在化されている。また、建物跡やオランダとの交流を物語る国内外の多彩な遺物が発見されており、これらの発掘調査成果と、江戸時代に描かれた絵図や、オランダに保存されている模型などの信頼度の高い資料に基づき、建物の復元事業が進んでいる。</p> <p>なお、出島では「阿蘭陀正月」や「阿蘭陀冬至」などの行事も行われ、長崎奉行所の役人や通詞なども招かれたという。また、オランダ商館員たちは基本的に島外への出入りを制限されていたが、くみちの際には、お旅所にオランダ商館員の観覧のための棧敷も設けられ、見物することができた。くみち見物の様子は、長崎歴史文化博物館収蔵「諏訪祭礼図屏風」(江戸中期ごろ)にも描かれている。</p> <p><b>○小野原本店</b></p> <p>小野原本店は、安政6年(1859)に現在地(築町)でカツオ船主体の漁業と海産物商を創業した。特に、日本三大珍味に数えられる長崎名物「からすみ」を扱う老舗として知られている。大正7年(1918)1月の築町火災で全焼し、しばらくは仮設的な店舗であったが、大正15年(1926)8月に現在の建物が再建された。大正15年の上棟式の写真が残る(『長崎の町家(和風建築物)調査報告書』1996)。火災の経験から、建築計画に工夫が凝らされており、主屋の裏側は煉瓦の防火壁とし、主屋への延焼を防ぐために附属屋を煉瓦造りとして2階は鉄扉、1階はシャッターとしている。この強固な造りと防火対策のおかげで、原爆被災のときにも奇跡的に延焼を免れている。</p> <p>築町市場に入る角地に面する黒漆喰の壁の商家建築として、風景になじんで親しまれており、繁華街である浜の町の入口にも位置することから、多くの人々が往来する鉄橋からも望見することができる。風格ある看板と黒漆喰の外壁は、長崎の特徴的な風景のひとつである。平成19年(2007)に国の登録有形文化財、平成23年(2011)に景観重要建造物となっている。</p> <div style="text-align: center;">  <p>出島和蘭商館跡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小野原本店</p> </div> <p style="text-align: center;">71</p>	<p>(P71)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致</b></p> <p><b>○出島和蘭商館跡</b></p> <p>出島は、寛永11年(1634)キリスト教の禁教を理由としてポルトガル人を一か所に収容するために、幕府が長崎の町人25人に命じて造らせた人工島である。島原・天草一揆ののち、ポルトガル人の渡航が禁止され、一時出島は無となったが、寛永18年(1641)、平戸のオランダ商館が移転された。以来、安政の開国までの218年間、オランダとの交流の拠点として、貿易品のみならず西洋の科学や文化の流入の窓口として大きな役割を果たした。</p> <p>出島は、昭和26年(1951)から復元への取組みが開始され、これに伴う発掘調査により確認された護岸石垣は、保存整備のうえ顕在化されている。また、建物跡やオランダとの交流を物語る国内外の多彩な遺物が発見されており、これらの発掘調査成果と、江戸時代に描かれた絵図や、オランダに保存されている模型などの信頼度の高い資料に基づき、建物の復元事業が進んでいる。</p> <p>なお、出島では「阿蘭陀正月」や「阿蘭陀冬至」などの行事も行われ、長崎奉行所の役人や通詞なども招かれたという。また、オランダ商館員たちは基本的に島外への出入りを制限されていたが、くみちの際には、お旅所にオランダ商館員の観覧のための棧敷も設けられ、見物することができた。くみち見物の様子は、長崎歴史文化博物館収蔵「諏訪祭礼図屏風」(江戸中期ごろ)にも描かれている。</p> <p><b>○江崎べっ甲店</b></p> <p>べっ甲細工の製造・販売を手がけた老舗で、宝永6年(1709)の創業であり、中島川沿いの魚の町に位置する。現在の建物は、明治31年(1898)の建築で、正面が店舗、後方が工場・事務室等となっている。建物の最大の特徴は、全体としては和風の建物ながら、正面側の立面と店舗の室内空間を洋風に造形していることである。正面側の2階建て部分は、黒漆喰塗りの土蔵造りを基調にして、そこに上げ下げ窓や隅石飾りといった要所を洋風とする。正面玄関の屋根上に掲げられた日本語と英語、ロシア語を併記した看板など、建築当時の長崎の町の雰囲気を感じることができる。明治後期の長崎における代表的な店舗建築の一つである。平成10年(1998)に登録有形文化財、平成23年(2013)に景観重要建造物となっている。</p> <div style="text-align: center;">  <p>出島和蘭商館跡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>江崎べっ甲店</p> </div> <p style="text-align: center;">71</p>



■新旧対応表

新	旧
<p>(P 83)</p> <p style="text-align: center;">第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致</p> <p><b>e 奉納踊</b>  <small>おどろまちよう</small> 踊町が町ごとに趣向を凝らした奉納踊を行う。出し物を奉納する際、一番始めに傘鉦が披露される。傘鉦とは町の象徴で、町印として用いられるもので、踊町の列の先頭にたち、各町の町名に因んだ意匠を凝らした様々な飾りがシンボルとして施されている。傘鉦の構造は、鉦にあたる棒の上に傘が載り、その上に飾り物を載せる。飾りには、神事に関するものや町の歴史や町名に因んだもの、出し物に因むものなど、さまざまである。棒は太い竹が用いられる。傘の縁には輪を取り付け、傘の縁に巡らせて、垂れ（さがり）と呼ぶ織物や羽二重などで作られた幕を下げる。棒の根元には一文銭の束（およそ3,000枚）を括り付けて上部と下部との重量のバランスをとるようにしている。飾りや垂れは、江戸時代に製作されたものも多く、伝統工芸品として文化財指定を受けているものもある。傘鉦の重さは100kgを超えるが、担ぎ手は1人で担ぎ、傘鉦を回したり、小走りで走ったりする演技を披露する。傘鉦の担ぎ手は岩屋、田手原、本河内、三川、川平、柳谷の6地区からなる「長崎傘鉦組合」を組織している。</p> <p>また、くんに欠かせない音曲のシャギリは、<small>おどろまちよう</small> 踊町に伴う囃子のことで、笛と締太鼓を用いる。一組につき7人編成となり、<small>おどろまちよう</small> 踊町が移動する際や奉納場所で傘鉦が奉納される際、庭先回りなど、あらゆる場で演奏される。現在、シャギリの音曲は、東長崎地区の田の浦、平野、間の瀬、戸石、中尾の人々で結成された「長崎シャギリ組合保存会」が継承している。傘鉦やシャギリは長崎伝統芸能振興会が仲介をし、各<small>おどろまちよう</small> 踊町を担当する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>諏訪神社での奉納踊</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上から飾り・輪・垂れ（元船町の傘鉦）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>シャギリ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">83</p>	<p>(P 83)</p> <p style="text-align: center;">第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致</p> <p><b>e 奉納踊</b>  <small>おどろまちよう</small> 踊町が町ごとに趣向を凝らした奉納踊を行う。出し物を奉納する際、一番始めに傘鉦が披露される。傘鉦とは町の象徴で、町印として用いられるもので、踊町の列の先頭にたち、各町の町名に因んだ意匠を凝らした様々な飾りがシンボルとして施されている。傘鉦の構造は、鉦にあたる棒の上に傘が載り、その上に飾り物を載せる。飾りには、神事に関するものや町の歴史や町名に因んだもの、出し物に因むものなど、さまざまである。棒は太い竹が用いられる。傘の縁には輪を取り付け、傘の縁に巡らせて、垂れ（さがり）と呼ぶ織物や羽二重などで作られた幕を下げる。棒の根元には一文銭の束（およそ3,000枚）を括り付けて上部と下部との重量のバランスをとるようにしている。飾りや垂れは、江戸時代に製作されたものも多く、伝統工芸品として文化財指定を受けているものもある。傘鉦の重さは100kgを超えるが、担ぎ手は1人で担ぎ、傘鉦を回したり、小走りで走ったりする演技を披露する。傘鉦の担ぎ手は岩屋、田手原、本河内、三川、川平、柳谷の6地区からなる「長崎傘鉦組合」を組織している。</p> <p>また、くんに欠かせない音曲のシャギリは、<small>おどろまちよう</small> 踊町に伴う囃子のことで、笛と締太鼓を用いる。一組につき7人編成となり、<small>おどろまちよう</small> 踊町が移動する際や奉納場所で傘鉦が奉納される際、庭先回りなど、あらゆる場で演奏される。現在、シャギリの音曲は、東長崎地区の田の浦、平野、間の瀬、戸石、中尾の人々で結成された「長崎シャギリ組合保存会」が継承している。傘鉦やシャギリは長崎伝統芸能振興会が仲介をし、各<small>おどろまちよう</small> 踊町を担当する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>諏訪神社での奉納踊</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上から飾り・輪・垂れ（元船町の傘鉦）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>シャギリ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">83</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 154)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>3 上位計画・関連計画との関係性</p> <p>本計画は、長崎市第四次総合計画後期基本計画を上位計画として整合を図るとともに、関連計画や文化財保存活用計画と連携を図る。</p>  <p>本計画の位置付け</p> <p>(1) 上位計画</p> <p>ア 長崎市第四次総合計画後期基本計画（平成 28 年（2016）3 月策定）</p> <p>長崎市では、平成 23 年（2011）度から令和 2 年（2020）度までの 10 年間のまちづくりの指針となる「長崎市第四次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」と「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、8 項目のまちづくりの方針と 43 項目の基本施策を定めている。</p> <p>本計画は特に、まちづくりの方針 A「私たちは『住む人が誇り、誰もが訪れたいまち』をめざします」との関連が深く、この方針を実現するための基本施策として「歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます」、「まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」、「交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します」を定めている。</p> <p>そのほか、方針 B「私たちは『平和を願い、求め、つくるまち』をめざします」、方針 C「私たちは『活力に満ち、発展し続けるまち』をめざします」、方針 E「私たちは『安全・安心で快適に暮らせるまち』をめざします」、方針 H「基本構想の推進（つながる+創造する）」との関連も深い。</p> <p>154</p>	<p>(P 154)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>3 上位計画・関連計画との関係性</p> <p>本計画は、長崎市第四次総合計画後期基本計画を上位計画として整合を図るとともに、関連計画や文化財保存活用計画と連携を図る。</p>  <p>本計画の位置付け</p> <p>(1) 上位計画</p> <p>ア 長崎市第四次総合計画後期基本計画（平成 28 年（2016）3 月策定）</p> <p>長崎市では、平成 23 年（2011）度から令和 2 年（2020）度までの 10 年間のまちづくりの指針となる「長崎市第四次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」と「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、8 項目のまちづくりの方針と 43 項目の基本施策を定めている。</p> <p>本計画は特に、まちづくりの方針 A「私たちは『住む人が誇り、誰もが訪れたいまち』をめざします」との関連が深く、この方針を実現するための基本施策として「歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます」、「まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」、「交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します」を定めている。</p> <p>そのほか、方針 B「私たちは『平和を願い、求め、つくるまち』をめざします」、方針 C「私たちは『活力に満ち、発展し続けるまち』をめざします」、方針 E「私たちは『安全・安心で快適に暮らせるまち』をめざします」、方針 H「基本構想の推進（つながる+創造する）」との関連も深い。</p> <p>154</p>



■新旧対応表

新

旧

(P 155)

(P 155)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針



長崎市第四次総合計画(後期基本計画)の施策体系図



長崎市第四次総合計画(後期基本計画)の施策体系図

(2) 関連計画

長崎市第四次総合計画後期基本計画に定める8項目のまちづくりの方針に沿って、長崎市では様々な計画を策定している。本計画は、関連する様々な分野における個別計画との整合、調整、連携を図りながら実施していく。

ア 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン(令和2年(2020)3月策定)

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2年度から5か年の目標や施策の基本的方向などをまとめた「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

この総合戦略の実行にあたっては、行政だけの取り組みだけではなく、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識を持って、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略の着実な実施に取り組んでいくこととしている。

目標と取組姿勢として、「今後大きく変わるまちを訪れてくる交流人口をまちとつなげて、地域経済の活性化を確実に進めるため、『交流の産業化』という目標を掲げ、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを通じた多くの訪問客を迎えることで、昭和の観光都市から21世紀の交流都市に進化し、『交流の産業化』の成果を高める。」としている。

(2) 関連計画

長崎市第四次総合計画後期基本計画に定める8項目のまちづくりの方針に沿って、長崎市では様々な計画を策定している。本計画は、関連する様々な分野における個別計画との整合、調整、連携を図りながら実施していく。

ア 長崎市 まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン(平成28年(2016)3月策定)

長崎市第四次総合計画で設定した人口の基本フレーム及び国・長崎県の「長期人口ビジョン」「総合戦略」を勘案しながら、人口の現状と将来推計の分析を行い、人口の変化が長崎市の将来に与える影響を的確に捉え、めざすべき将来の方向性や市民の皆さんの希望を実現できるための施策の方向性をとりまとめたもので、人口減少克服と地方創生の実現に向けた効果的な施策や事業を立案する上で重要な基礎となるものである。

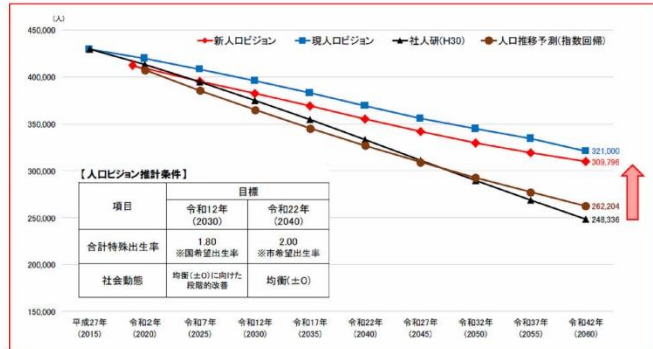
将来の方向性として、「長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、情報を国内外に発信して、『人』の交流を生み出し、質の高いサービスを提供するための創業や既存事業の拡充を図り、雇用創出と所得向上につなげていく。」ことなどとしている。

■新旧対応表

新

(P 156)

長崎市歴史的風致維持向上計画



長崎市総人口の将来展望

イ 長崎市歴史文化基本構想 (平成 27 年 (2015) 3 月策定)

これまで文化財について、個別の計画のもと保存整備に取り組んでおり、新たな指定・登録や保存・活用など文化財保護のうえで生じた問題に対しては、長崎市の文化財を総合的に網羅した方針や方向性がなかったことから、個別的な対応にとどまっていた。今後、長崎市の未指定を含めた文化財を適切に保存し活用を図っていくうえで、市内の文化財を総合的に把握し、関連する文化財と周辺環境を一体的に保護していくための、総合的な方針や方向性を示す体系的なプランとして「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。

長崎市歴史文化基本構想については、国の策定指針に基づき、関連文化財群・歴史文化保存活用区域の設定をはじめ、文化財の保存活用についての現況を整理し、今後の方針を定めた。

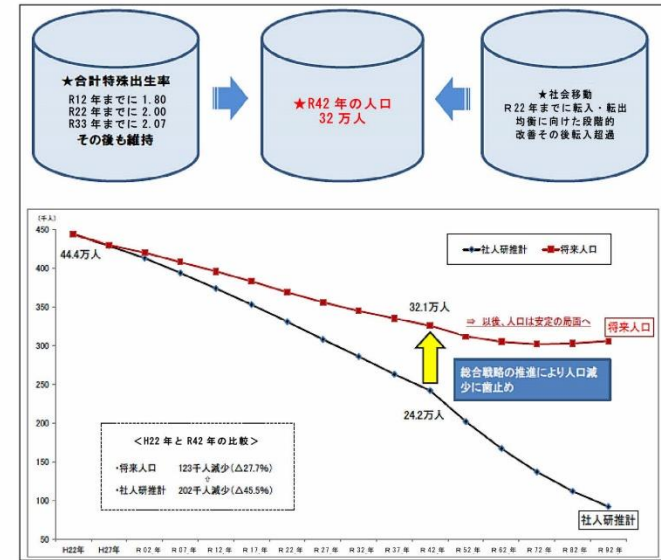
そのなかで、歴史文化保存活用区域を 10 区域設定し、そのうち長崎市の歴史文化を語るうえで最も重要で、歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくうえで核となる歴史文化遺産が所在する一帯を「重点区域」として位置付けている。

本計画では、法で定める歴史的風致の条件を満たし、重点的に取組みを行う必要がある範囲を長崎市において維持及び向上すべき歴史的風致とする。

旧

(P 156)

長崎市歴史的風致維持向上計画



長崎市総人口の将来展望

イ 長崎市歴史文化基本構想 (平成 27 年 (2015) 3 月策定)

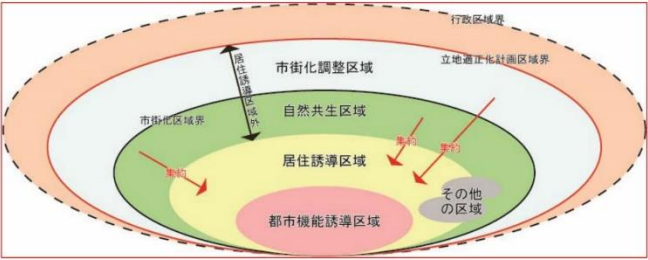
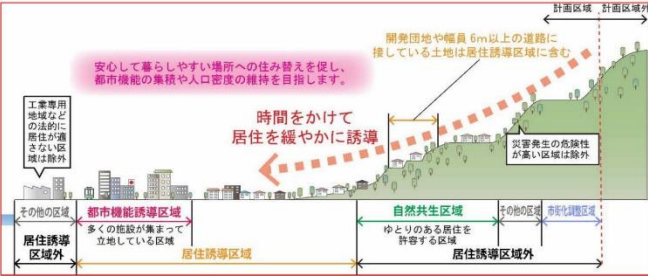
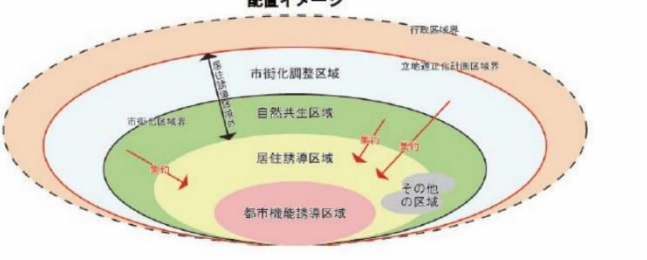

これまで文化財について、個別の計画のもと保存整備に取り組んでおり、新たな指定・登録や保存・活用など文化財保護のうえで生じた問題に対しては、長崎市の文化財を総合的に網羅した方針や方向性がなかったことから、個別的な対応にとどまっていた。今後、長崎市の未指定を含めた文化財を適切に保存し活用を図っていくうえで、市内の文化財を総合的に把握し、関連する文化財と周辺環境を一体的に保護していくための、総合的な方針や方向性を示す体系的なプランとして「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。

長崎市歴史文化基本構想については、国の策定指針に基づき、関連文化財群・歴史文化保存活用区域の設定をはじめ、文化財の保存活用についての現況を整理し、今後の方針を定めた。

そのなかで、歴史文化保存活用区域を 10 区域設定し、そのうち長崎市の歴史文化を語るうえで最も重要で、歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくうえで核となる歴史文化遺産が所在する一帯を「重点区域」として位置付けている。

本計画では、法で定める歴史的風致の条件を満たし、重点的に取組みを行う必要がある範囲を長崎市において維持及び向上すべき歴史的風致とする。

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 161)</p> <p style="text-align: center;">第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>エ 長崎市立地適正化計画（平成30年（2018）4月策定）</p> <p>人口減少や高齢化が進むなか、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成26年（2014）5月に「都市再生特別措置法」が改正された。これを受けて、長崎市は居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「長崎市立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。</p> <p>「快適で暮らしやすい居住地を形成する都市づくり」を目標のひとつとして、「歴史的価値のあるまちなみは、世代を超えて歴史ある空間を引き継いでいきます。」としている。</p> <p style="text-align: center;">配置イメージ</p>  <p style="text-align: center;">断面イメージ</p>  <p style="text-align: center;">長崎市立地適正化計画のイメージ</p> <p style="text-align: center;">161</p>	<p>(P 161)</p> <p style="text-align: center;">第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>エ 長崎市立地適正化計画（平成30年（2018）4月策定）</p> <p>人口減少や高齢化が進むなか、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成26年（2014）5月に「都市再生特別措置法」が改正された。これを受けて、長崎市は居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「長崎市立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。</p> <p>「快適で暮らしやすい居住地を形成する都市づくり」を目標のひとつとして、「歴史的価値のあるまちなみは、世代を超えて歴史ある空間を引き継いでいきます。」としている。</p> <p style="text-align: center;">配置イメージ</p>  <p style="text-align: center;">断面イメージ</p>  <p style="text-align: center;">長崎市立地適正化計画のイメージ</p> <p style="text-align: center;">161</p>

■新旧対応表

新	旧																
(P 165)	(P 165)																
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出を要する行為内容</th> <th>届出を必要とする行為規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・門</li> <li>・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけフェンス及び藤棚その他これらに類するもの</li> <li>・高さ2mを超えるもの</li> <li>・高さ1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの</li> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・高さ4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの</li> <li>・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>・表示面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・立体駐車場</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの</li> <li>・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等</li> <li>・彫刻及びモニュメント</li> <li>・自動販売機及びその附属施設</li> <li>・その他市長が指定したもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">景観形成重点地区の届出対象行為</p> <p>キ 長崎市観光・MICE戦略（令和3年（2021）3月策定）</p> <p>観光を取り巻く社会情勢の変化や多様化する訪問客のニーズに対応するため、従来の戦略及び計画を統合するとともに、観光のみならず令和3年（2021）11月に開業した「出島メッセ長崎」を中心としたMICEによる振興を図ることを目的として、新たに「長崎市観光・MICE戦略」を策定した。</p> <p>「選ばれる21世紀の交流都市」をビジョンとして、基本施策A-1「長崎独自の歴史・文化・自然・景観を守り、活かす。」において「歴史文化基本構想等に基づく歴史・文化の保存・活用」を位置付けており、歴史文化基本構想等を踏まえ、歴史的風致維持向上計画等に沿って、民間と連携した市有洋館などの歴史的建造物等の保存・維持管理及び活用を図るとともに、周辺環境整備や修景整備などを行い、地域全体の回遊性を高め、賑わいを創出することとしている。</p> <p style="text-align: center;">165</p>	届出を要する行為内容	届出を必要とする行為規模	建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門</li> <li>・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけフェンス及び藤棚その他これらに類するもの</li> <li>・高さ2mを超えるもの</li> <li>・高さ1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの</li> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・高さ4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの</li> <li>・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>・表示面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・立体駐車場</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの</li> <li>・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等</li> <li>・彫刻及びモニュメント</li> <li>・自動販売機及びその附属施設</li> <li>・その他市長が指定したもの</li> </ul>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出を要する行為内容</th> <th>届出を必要とする行為規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・門</li> <li>・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけフェンス及び藤棚その他これらに類するもの</li> <li>・高さ2mを超えるもの</li> <li>・高さ1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの</li> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・高さ4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの</li> <li>・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>・表示面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・立体駐車場</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの</li> <li>・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等</li> <li>・彫刻及びモニュメント</li> <li>・自動販売機及びその附属施設</li> <li>・その他市長が指定したもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">景観形成重点地区の届出対象行為</p> <p>キ 長崎市観光振興計画2020（平成28年（2016）3月策定）</p> <p>観光産業は主要産業の一つであり、地方創生の取組みが求められるなか、今後の観光動向の見通しや長崎市の特性等を踏まえ、市民、事業者、行政が施策や役割分担等を明らかにし、一体となって目指すべき観光振興の将来像を実現するための羅針盤とするため、平成28年（2016）3月、「長崎市観光振興計画2020」を策定した。</p> <p>「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」を将来像として、基本施策・個別施策として、「1 長崎独自の歴史・文化等の資源磨き」、「2 ビックデータ等の分析に基づくマーケティングの推進」、「3 受入体制の整備とおもてなしの充実」、「4 観光消費拡大の仕掛けづくり」を位置付けている。</p> <p style="text-align: center;">165</p>	届出を要する行為内容	届出を必要とする行為規模	建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門</li> <li>・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけフェンス及び藤棚その他これらに類するもの</li> <li>・高さ2mを超えるもの</li> <li>・高さ1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの</li> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・高さ4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの</li> <li>・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>・表示面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・立体駐車場</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの</li> <li>・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等</li> <li>・彫刻及びモニュメント</li> <li>・自動販売機及びその附属施設</li> <li>・その他市長が指定したもの</li> </ul>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの</li> </ul>
届出を要する行為内容	届出を必要とする行為規模																
建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの																
工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門</li> <li>・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけフェンス及び藤棚その他これらに類するもの</li> <li>・高さ2mを超えるもの</li> <li>・高さ1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの</li> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・高さ4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの</li> <li>・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>・表示面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・立体駐車場</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの</li> <li>・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等</li> <li>・彫刻及びモニュメント</li> <li>・自動販売機及びその附属施設</li> <li>・その他市長が指定したもの</li> </ul>																
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの</li> </ul>																
届出を要する行為内容	届出を必要とする行為規模																
建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの																
工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門</li> <li>・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけフェンス及び藤棚その他これらに類するもの</li> <li>・高さ2mを超えるもの</li> <li>・高さ1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの</li> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・高さ4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの</li> <li>・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>・表示面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・立体駐車場</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの</li> <li>・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等</li> <li>・彫刻及びモニュメント</li> <li>・自動販売機及びその附属施設</li> <li>・その他市長が指定したもの</li> </ul>																
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの</li> </ul>																

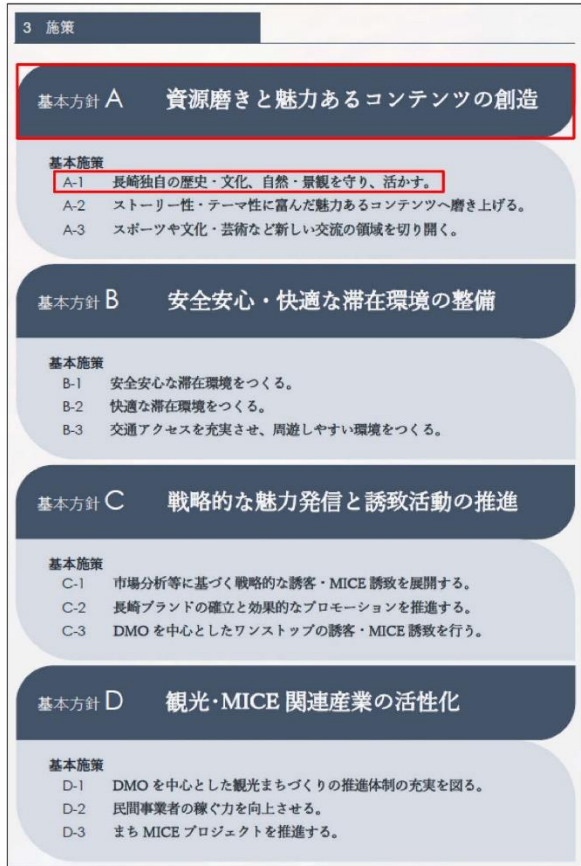


■新旧対応表

新

(P 166)

長崎市歴史的風致維持向上計画



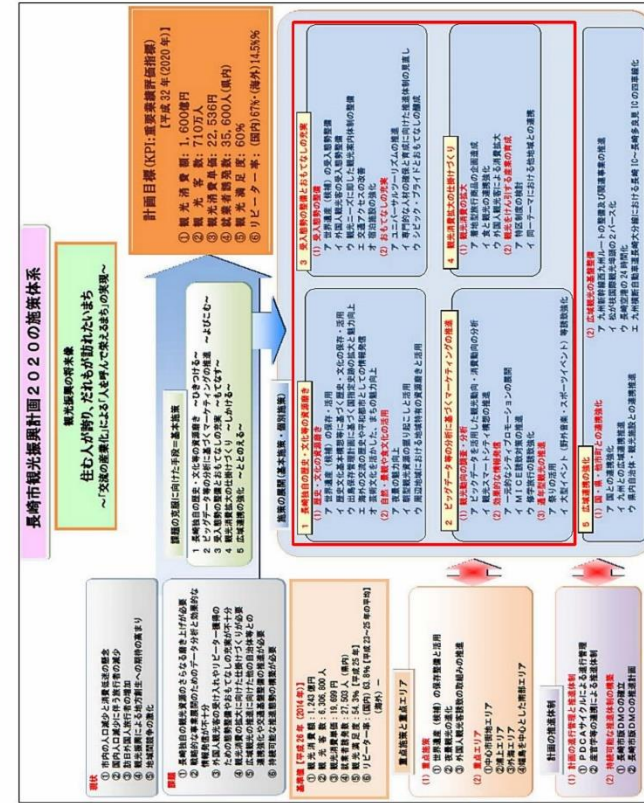
長崎市観光・MICE 戦略の施策体系

166

旧

(P 166)

長崎市歴史的風致維持向上計画



長崎市観光振興計画 2020 の施策体系

166

■新旧対応表

新

(P 169)

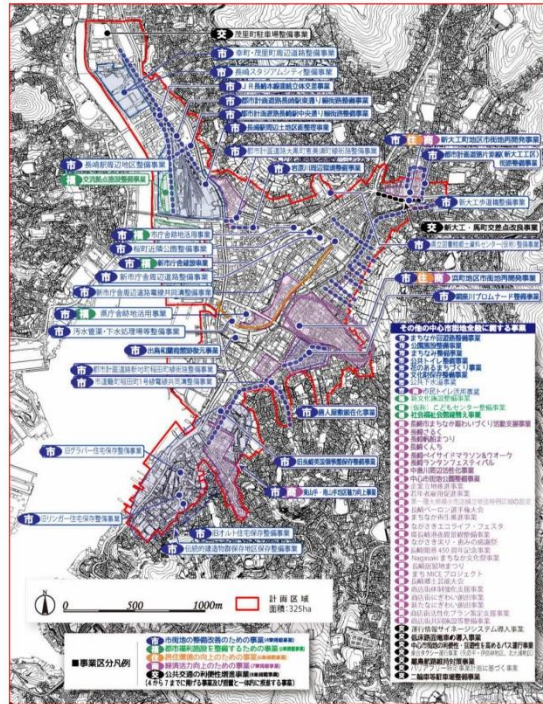
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

○ 長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）（令和2年（2020）3月認定）

国においては、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認定の下に、法律・税制上の特例や支援措置を設けていく。

これまで長崎市中心市街地活性化基本計画（第1期）（平成27年（2015）4月～令和2（2020）年3月）に取り組んできたが、人口の社会減の深刻化といった都市の課題が新たに顕在化してきたことなどから、引き続き、国からの支援を受けるため、第2期計画（令和2年（2020）4月～令和7（2025）年3月）を策定し、令和2年（2020）3月に内閣総理大臣より認定された。

この認定に基づき、様々な支援措置を活用しながら、中心市街地の活性化を図っていく。



長崎市中心市街地活性化基本計画の実施事業

169

旧

(P 169)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

○ 長崎市中心市街地活性化基本計画（平成27年（2015）3月認定）

国においては、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認定の下に、法律・税制上の特例や支援措置を設けていく。

平成27年（2015）3月、長崎市中心市街地活性化協議会での議論や、パブリックコメントを経て、「長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し、内閣総理大臣から認定された。この認定に基づき、様々な支援措置を活用しながら、中心市街地の活性化を図っていく。



長崎市中心市街地活性化基本計画の実施事業

169



■新旧対応表

新	旧
<p>(P 172)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>ス 長崎市住生活基本計画（令和3年（2021）4月改訂）</p> <p>国において、平成18年（2006）6月に、住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、住宅建設計画法に代わる新たな基本法として「住生活基本法」が施行され、長崎市では少子高齢社会、人口・世帯減少社会などの到来を見越して、地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成20年（2008）度に「長崎市住生活基本計画」を策定した。この計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、社会情勢や国、県の住宅政策の変化に対応するため、平成25年（2013）度の一部を見直し改定した。</p> <p>その後、平成28年（2016）3月に住生活基本計画（全国計画）が改定され、社会情勢の変化に的確に対応するため、平成29年（2017）3月に長崎県住生活基本計画が改定された。</p> <p>本市においては、住生活を取り巻く状況の変化や上位・関連計画の改定等に対応するため、令和3年2021）4月に長崎市住生活基本計画の改定を行った。</p> <p>関連施策として、施策展開の方針「質の高い住宅ストックの更新」により、歴史的建造物等の保存・活用の支援に取り組みこととしている。</p> <p>長崎市住生活基本計画の構成（1/2）</p> <p>172</p>	<p>(P 172)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>ス 長崎市住生活基本計画（平成25年（2013）5月改訂）</p> <p>国において、平成18年（2006）6月に、住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、住宅建設計画法に代わる新たな基本法として「住生活基本法」が施行され、長崎市では少子高齢社会、人口・世帯減少社会などの到来を見越して、地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成18年（2006）度に「長崎市住生活基本計画」を策定した。この計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、社会情勢や国、県の住宅政策の変化に対応するため、平成25年（2013）度の一部を見直し改訂した。</p> <p>関連施策として、「街なみ・景観へ配慮したまちづくりの誘導」、「都心部の住環境の整備の推進」等の方針により、景観形成や歴史的建造物の保存・活用、持続可能なまちづくり等に取り組むこととしている。</p> <p>長崎市住生活基本計画の構成</p> <p>基本理念</p> <p>それぞれの地域で多世代が交流し住み続けられる住まいづくり・まちづくりをすすめます</p> <p>基本方針</p> <p>【基本方針1】誰もが安心して住み続けられるしくみをつくる</p> <p>【基本方針2】安全で快適な住まいとまちをつくる</p> <p>【基本方針3】それぞれの地域の良さを活かした住まい方を実現できるまちづくりをすすめる</p> <p>長崎市第四次総合計画（H23～32）</p> <p>長崎市住生活基本計画の構成（1/2）</p> <p>172</p>

■新旧対応表

新

旧

(P 173)

(P 173)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

施策展開の方針		分	施策プログラム
【市：市主体、民：民間主体、連：官民連携】【凡例：○継続 ●拡大 ☆新規】			
1-1 ①	若年・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり	市 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住みよかプロジェクト」での若い世代の住宅環境の改善</li> <li>○若者や子育て世帯等の市営住宅への入居支援</li> <li>●子育て多子世帯の定住への推進</li> <li>☆子育て施設と住宅を併せた整備 など</li> </ul>
1-2 ②	高齢者等が安心して住み続けられるしくみづくり	市 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等が住み続けるためのリフォームへの支援</li> <li>○サービス付き高齢者向け住宅の登録推進</li> </ul>
1-3 ③	移住者の定住促進	連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移住者の住宅探しや住宅改修の支援</li> <li>●移住者への住宅などの情報発信</li> </ul>
1-4 ④	住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公営住宅の確保	連 市 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セーフティネット住宅の登録推進</li> <li>☆市営住宅の管理戸数適正化と建替・改修の推進</li> <li>☆居住支援協議会など支援体制の整備</li> </ul>
2-1 ⑤	住まい・宅地とまちの防災性の向上	連 市 市 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断、耐震改修の推進</li> <li>☆耐風対策への支援の強化</li> <li>●危険なげ対策などの改善の強化</li> <li>●災害ハザードエリアでの開発抑制と住宅の安全確保</li> </ul>
2-2 ⑥	質の高い住宅ストックへの更新	市 連 連 市 連 連 民 市 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ化などに対応するためのリフォーム支援</li> <li>●自然エネルギーを活用した住宅の普及促進</li> <li>●既存マンションの適正な管理や建替促進のための支援</li> <li>☆「新しい生活様式」に対応した住宅の研究と改修支援</li> <li>☆AI・IoTなど新技術活用による新しい住まい方の研究</li> <li>☆中古住宅が流通するしくみの構築</li> <li>○歴史的建造物などの保存・活用の支援</li> <li>☆PPP/PPF手法を用いた地場企業での市営住宅建替実施</li> <li>○多数が集まる民間建築物の定期報告による安全性の確保</li> <li>○建築物のバリアフリー化の推進</li> <li>○建築技術者の技術の継承と確保の支援</li> <li>☆民間賃貸住宅や戸建て住宅地の供給促進</li> </ul>
2-3 ⑦	老朽化した危険な空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進	市 連 連 市 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き家・空き地バンクの対象拡大</li> <li>●空き家等の管理に関する情報発信及び相談体制の充実</li> <li>○空き家の地域活動等のための活用</li> <li>☆空き家・空き地を市場に流通させるためのしくみづくり</li> <li>●老朽危険空き家の除却への支援</li> <li>☆「住まいの経活」の推進</li> </ul>
3-1 ⑧	3-1 ネットワーク型コンパクトシティ長崎の実現	市 市 連 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用途地域見直しによる居住誘導</li> <li>☆市街化調整区域における地区計画運用基準の検討</li> <li>●既存マンションの適正な管理や建替促進のための支援</li> <li>○利便性の高い地区における市営住宅の戸数の維持</li> </ul>
3-2 ⑨	3-2 それぞれの地域で、多様な世帯が暮らすまちの形成	連 市 連 連 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●UIJターンなど地域の担い手を増やすための住宅確保</li> <li>○安心して住み続けるためのリフォームなどの支援</li> <li>●郊外団地などでの定住促進</li> <li>○斜面市街地の居住環境の維持・改善</li> <li>○半島部や島しょ部における住宅の確保</li> </ul>

長崎市住生活基本計画の構成(2/2)

173

施策展開の方針	施策プログラム	重点 ア以外
1-1 地域に住み続けられる持続可能なまちの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス付き高齢者向け住宅の登録</li> <li>○関係団体等と連携し、リフォーム等専門家の育成と連携目的に沿ったリフォームへの補助</li> <li>○宅地におけるリフォーム等専門家の実施(現在の住宅相談の見直し)</li> <li>○市営住宅の大規模団地の集約・削減に伴う空地への高齢者向け住宅や福祉・子育て関連施設の設置の推進</li> <li>●一定定住促進(空き家・空き地バンク制度の拡充)</li> <li>●空き家・空き地を有効に活用(情報提供と空き家活用に対する補助)</li> <li>○半島部における市営住宅の改善</li> </ul>	①地域に住み続けるための施策の展開
1-2 住宅のセーフティネットの再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎県居住支援協議会における高齢者等の住み替え支援の検討</li> <li>○市営住宅の入居基準の見直し(原則除却の基準、持ち家の場合の基準など)</li> <li>●市営住宅に対する定住促進策による子育て世帯の適正な入居の実施</li> <li>●市営住宅管理戸数の適正化の推進(大規模団地や高齢者が多い団地における集約・削減)</li> <li>●島しょ部における市営住宅の集約移転・用途廃止による管理戸数の適正化</li> <li>●市営住宅における高齢者等・収入困難者の適正なによる入居者の適正化の推進</li> </ul>	②市営住宅の役割の見直し
2-1 住まい、宅地とまちの防災性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家等の適正な管理に関する条例の運用による空き家の適正な管理の促進</li> <li>●老朽危険空き家除却補助制度等の活用による老朽危険空き家の解消</li> <li>●空き家・空き地を活用した定住促進(空き家・空き地バンク制度の拡充)【再掲】</li> <li>○空き家の福祉・子育て・就業等の活用(情報提供と空き家活用に対する補助)【再掲】</li> <li>●耐震診断、耐震改修の推進</li> <li>●公的施設の耐震化の推進</li> <li>●耐震改修促進計画に基づき支援</li> <li>○宅地の防災性向上に対する支援</li> </ul>	③空き家解消のための活用と除却
2-2 低炭素社会に向けた住まいづくり、まちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネ型住宅の普及促進(低炭素建築物新築等計画の認定など)</li> <li>●自然エネルギー、雨水を有効に活用した住宅の普及促進</li> <li>●東長崎工科大学協議会への参画</li> <li>○マンション管理、省エネ、福祉関係のNPO団体などの連携</li> </ul>	
2-3 住まいとまちに関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンション管理センター等の講習会の開催</li> <li>●住まいとまちに関する情報提供・相談体制の充実</li> <li>○宅地におけるリフォーム等専門家の実施(現在の住宅相談の見直し)【再掲】</li> </ul>	
2-4 NPOなど関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎県居住支援協議会(不動産・福祉関係団体及び公民団体が参画)【再掲】</li> <li>●東長崎工科大学協議会への参画【再掲】</li> <li>○マンション管理、省エネ、福祉関係のNPO団体などの連携【再掲】</li> <li>○関係団体等と連携したリフォーム等専門家の育成と連携目的に沿ったリフォームへの補助【再掲】</li> <li>○宅地におけるリフォーム等専門家の実施(現在の住宅相談の見直し)【再掲】</li> </ul>	
2-5 街なみ・景観へ配慮したまちづくりの誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区計画や建築協定制度等の活用支援</li> <li>●景観まちづくりまちかど形成</li> <li>●町家の保全・活用や周辺の景観の修繕に対する支援</li> </ul>	
3-1 都市部の住環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公営等の都市部整備の推進</li> <li>●町家の保全・活用や周辺の景観の修繕に対する支援【再掲】</li> <li>○古い次町家と活用する人とのマッチング(町家バンクの新設)</li> <li>●マンション管理センター等の講習会の開催【再掲】</li> </ul>	④密集市街地における住環境の整備の推進
3-2 斜面市街地の住環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●斜面市街地再生事業による生活環境の整備</li> <li>○関係団体等と連携し、若年層向け入居の促進</li> <li>●建替補助設計制度等を活用した住み替えの促進</li> <li>○空き家等の適正な管理に関する条例の運用による空き家の適正な管理の促進【再掲】</li> <li>●老朽危険空き家除却補助制度等の活用による老朽危険空き家の解消【再掲】</li> <li>○宅地の防災性向上に対する支援【再掲】</li> </ul>	
3-3 半島部・集落部・島しょ部の居住環境の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○半島部における市営住宅の改善【再掲】</li> <li>●島しょ部における市営住宅の集約移転・用途廃止による管理戸数の適正化【再掲】</li> <li>●ながさき暮らしの推進</li> <li>○市営住宅の用途廃止に伴う宿泊等の他の目的での活用を検討</li> </ul>	

長崎市住生活基本計画の構成(2/2)

173

■新旧対応表

新						旧					
(P 176)						(P 176)					
長崎市歴史的風致維持向上計画						長崎市歴史的風致維持向上計画					
(3) 国指定等文化財の保存活用(管理)計画の策定状況						(3) 国指定等文化財の保存活用(管理)計画の策定状況					
国指定の重要文化財6件及び国指定の史跡7件について保存活用(管理)計画を、重要伝統的建造物群保存地区2地区及び重要文化的景観1件について保存計画を策定している。						国指定の重要文化財4件及び国指定の史跡7件について保存活用(管理)計画を、重要伝統的建造物群保存地区2地区及び重要文化的景観1件について保存計画を策定している。					
名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要	名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
『重要文化財(建造物)旧出津救助院』～授産場及びマカロニ工場～保存活用計画	宗教法 人お告 げのマ リア修 道会	平成24年 (2012) 3月	重要文化財 (建造物)	宗教法 人お告 げのマ リア修 道会	建造物の保存管理の方法等を定めるとともに、文化財としての価値を多くの市民がわかりやすく理解できる公開・活用の在り方を検討・策定する。	『重要文化財(建造物)旧出津救助院』～授産場及びマカロニ工場～保存活用計画	宗教法 人お告 げのマ リア修 道会	平成24年 (2012) 3月	重要文化財 (建造物)	宗教法 人お告 げのマ リア修 道会	建造物の保存管理の方法等を定めるとともに、文化財としての価値を多くの市民がわかりやすく理解できる公開・活用の在り方を検討・策定する。
国指定重要文化財旧グラブ一住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。	国指定重要文化財旧グラブ一住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財旧リング一住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。	国指定重要文化財旧リング一住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財旧オルト住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。	国指定重要文化財旧オルト住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
重要文化財旧長崎英国領事館保存活用計画	長崎市	令和3年 (2021) 5月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建造物の保存・活用における必要事項をまとめる。進行中の保存修理工事を経て供用を開始するにあたり、必要な諸条件を整理し、活用の方針を定める。	国指定重要文化財旧オルト住宅保存活用計画	長崎市	平成27年 (2015) 3月	重要文化財 (建造物)	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財本河内水源地水道施設保存活用計画	長崎県 長崎市	令和3年 (2021) 8月	重要文化財 (建造物)	国(国土交通省) 長崎県 長崎市	建造物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで、稼働施設の機能維持と重要文化財の保存のバランスを取りながら維持管理と活用を行う。	国指定史跡長崎台場跡魚見岳台場跡保存管理計画書	長崎市 教育委 員会	平成23年 (2011) 3月	史跡	国 長崎市 民間	史跡の本質的価値と主要な構成要素を明確にし、それを適切に保存管理するための基本的な方向性や方法、活用の将来像について定める。
176						176					



■新旧対応表

新

(P 182)

長崎市歴史的風致維持向上計画

ンと具体的な取組みに関する計画を策定し、関係者間で十分に調整を図りながら取組みを進める。



長崎市歴史的風致維持向上計画の推進体制

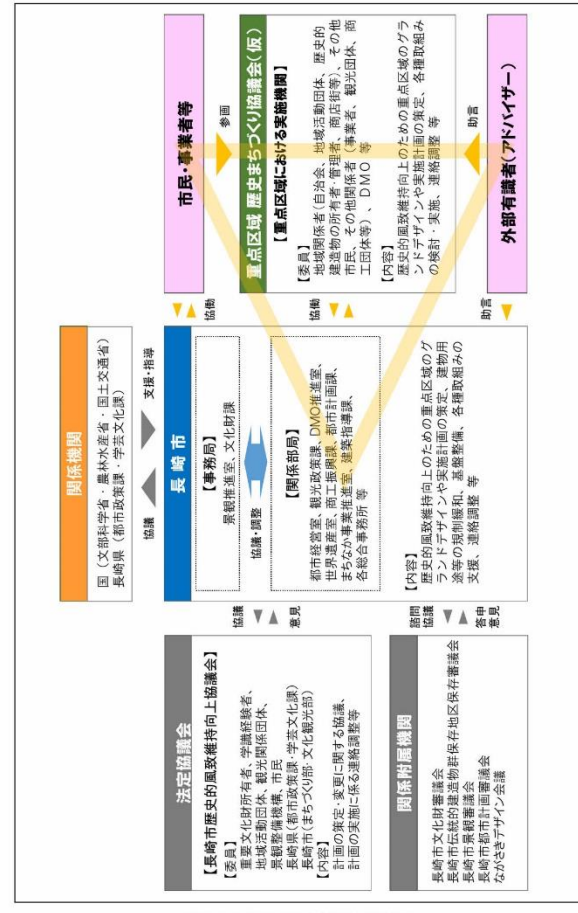
182

旧

(P 182)

長崎市歴史的風致維持向上計画

ンと具体的な取組みに関する計画を策定し、関係者間で十分に調整を図りながら取組みを進める。



長崎市歴史的風致維持向上計画の推進体制

182

■新旧対応表

新	旧								
<p>(P 193)</p> <p style="text-align: center;">第4章 重点区域の位置及び範囲</p> <p><b>(4) 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成2（1990）年7月公布）</b></p> <p>重点区域内には、2つの重要伝統的建造物群保存地区が所在しており、両地区において保存計画を策定している。保存地区において、伝統的建造物の特性を維持していると認められる洋風建築物、和風建築物、石塀、煉瓦塀その他の工作物を伝統的建造物として、伝統的建造物と一帯をなしている石壁、石段、石造り側溝、樹木などを環境物件と定めている。</p> <p>伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、復元及び現状維持を内容とし、環境物件については復旧を内容とする修理基準を別途に定めている。</p> <p>建物などの新築、除却、土地の形質の変更などを行う場合は、市長及び教育委員会の許可が必要であり、伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、建築物や周辺施設の修理や修景を行うとともに、重点区域の景観形成については、連携を図りながら、歴史的風致の維持向上に資する景観形成に取り組んでいく。</p> <p><b>(5) 屋外広告物に関する規制</b></p> <p>屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、長崎市屋外広告物条例により規制を行っている。</p> <p>重点区域内は、東山手・南山手景観形成重点地区に含まれ、通常の規制基準のほか、地域の景観特性に合わせた屋外広告物の景観形成基準が定められている。今後とも重点区域内の屋外広告物設置については、景観形成基準に基づく規制誘導を行い、歴史的風致の維持及び向上に努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区区分</th> <th style="text-align: center;">景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全 域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・ 屋上広告は設置しない。</li> <li>・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び変面広告は設置しない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による（以下、同様）。</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">東山手・南山手地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準</p> <p><b>(6) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画</b></p> <p>重点区域内の重要伝統的建造物群保存地区である長崎市東山手伝統的建造物群保存地区及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区について、地区の保存に関する基本計画、地区内における伝統建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、地区の保存のために必要な助成措置等を定めた保存計画を策定している。</p> <p>また、重点区域内に所在する国指定文化財のなかで、史跡大浦天主堂境内、重要文化財旧グラーバー住宅、重要文化財旧オルト住宅、重要文化財旧リンガー住宅、<b>重要文化財旧長崎英国領事館</b>については、保存活用（管理）計画を策定している。これらの計画は、貴重な文化財を次</p> <p style="text-align: center;">193</p>	地区区分	景観形成基準	全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・ 屋上広告は設置しない。</li> <li>・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び変面広告は設置しない。</li> </ul>	<p>(P 193)</p> <p style="text-align: center;">第4章 重点区域の位置及び範囲</p> <p><b>(4) 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成2（1990）年7月公布）</b></p> <p>重点区域内には、2つの重要伝統的建造物群保存地区が所在しており、両地区において保存計画を策定している。保存地区において、伝統的建造物の特性を維持していると認められる洋風建築物、和風建築物、石塀、煉瓦塀その他の工作物を伝統的建造物として、伝統的建造物と一帯をなしている石壁、石段、石造り側溝、樹木などを環境物件と定めている。</p> <p>伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、復元及び現状維持を内容とし、環境物件については復旧を内容とする修理基準を別途に定めている。</p> <p>建物などの新築、除却、土地の形質の変更などを行う場合は、市長及び教育委員会の許可が必要であり、伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、建築物や周辺施設の修理や修景を行うとともに、重点区域の景観形成については、連携を図りながら、歴史的風致の維持向上に資する景観形成に取り組んでいく。</p> <p><b>(5) 屋外広告物に関する規制</b></p> <p>屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、長崎市屋外広告物条例により規制を行っている。</p> <p>重点区域内は、東山手・南山手景観形成重点地区に含まれ、通常の規制基準のほか、地域の景観特性に合わせた屋外広告物の景観形成基準が定められている。今後とも重点区域内の屋外広告物設置については、景観形成基準に基づく規制誘導を行い、歴史的風致の維持及び向上に努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区区分</th> <th style="text-align: center;">景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全 域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・ 屋上広告は設置しない。</li> <li>・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び変面広告は設置しない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による（以下、同様）。</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">東山手・南山手地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準</p> <p><b>(6) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画</b></p> <p>重点区域内の重要伝統的建造物群保存地区である長崎市東山手伝統的建造物群保存地区及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区について、地区の保存に関する基本計画、地区内における伝統建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、地区の保存のために必要な助成措置等を定めた保存計画を策定している。</p> <p>また、重点区域内に所在する国指定文化財のなかで、史跡大浦天主堂境内、重要文化財旧グラーバー住宅、重要文化財旧オルト住宅、重要文化財旧リンガー住宅については、保存活用（管理）計画を策定している。これらの計画は、貴重な文化財を次世代に継承していくため、保存・</p> <p style="text-align: center;">193</p>	地区区分	景観形成基準	全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・ 屋上広告は設置しない。</li> <li>・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び変面広告は設置しない。</li> </ul>
地区区分	景観形成基準								
全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・ 屋上広告は設置しない。</li> <li>・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び変面広告は設置しない。</li> </ul>								
地区区分	景観形成基準								
全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・ 屋上広告は設置しない。</li> <li>・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び変面広告は設置しない。</li> </ul>								

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 194 )</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>世代に継承していくため、保存・整備・活用について指針を定めたものである。重要文化財旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅及び<b>旧長崎英国領事館</b>については、建物の保護を図るための適切な環境の創出や向上について方針がまとめられており、史跡大浦天主堂境内については、史跡の本質的価値を保護するため「現状変更の取り扱い方針及び基準」が定められている。</p> <p>これらの計画に基づき、それぞれの文化財の良好な保護に配慮しながら、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">194</p>	<p>( P 195 )</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>整備・活用について指針を定めたものである。重要文化財旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅については、建物の保護を図るための適切な環境の創出や向上について方針がまとめられており、史跡大浦天主堂境内については、史跡の本質的価値を保護するため「現状変更の取り扱い方針及び基準」が定められている。</p> <p>これらの計画に基づき、それぞれの文化財の良好な保護に配慮しながら、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">194</p>



■新旧対応表

新	旧
<p>(P 195)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 長崎市全体に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>長崎市には、令和 4 年(2022) 2 月時点で国指定の文化財 47 件(国宝 3 件、重要文化財 32 件、重要無形民俗文化財 1 件、史跡 9 件、天然記念物 2 件)、国選定重要伝統的建造物群保存地区 2 地区、国選定重要文化的景観 1 件、国認定旧重要美術品 4 件、国登録文化財 32 件(登録有形文化財 31 件、登録記念物 1 件)、長崎県指定文化財 69 件、長崎市指定文化財 131 件の計 286 件が所在している。このほか国の記録選択 5 件(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件)がある。</p> <p>国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>これら文化財のうち保存活用(管理)計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。</p> <p>伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。</p> <p>また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考えに基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。</p> <p><b>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。</p> <p>文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">195</p>	<p>(P 195)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 長崎市全体に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>長崎市には、国指定の文化財 47 件(国宝 3 件、重要文化財 32 件、重要無形民俗文化財 1 件、史跡 9 件、天然記念物 2 件)、国選定重要伝統的建造物群保存地区 2 地区、国選定重要文化的景観 1 件、国認定旧重要美術品 4 件、国登録文化財 32 件(登録有形文化財 31 件、登録記念物 1 件)、長崎県指定文化財 69 件、長崎市指定文化財 130 件の計 285 件が所在している。このほか国の記録選択 5 件(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件)がある。</p> <p>国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>これら文化財のうち保存活用(管理)計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。</p> <p>伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。</p> <p>また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考えに基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。</p> <p><b>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。</p> <p>文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">195</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 197 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。保存活用（管理）計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な措置の検討を行う。</p> <p>また、長崎市では、文化財を火災、震災その他の災害から守り、文化財愛護思想の高揚を図るため、文化財防火デーを中心に毎年一週間程度、重要文化財建造物及びその周辺において、消防当局、所有者・管理者、周辺地域住民と共同で、予防査察、消防訓練、広報活動を内容とする文化財防火運動を展開している。その他、文化財保護強調週間には、電力事業者の社会貢献活動として、国宝や重要文化財建造物の電気設備点検が実施されている。今後とも、ハード・ソフトの両面から、関係機関や文化財所有者・管理者、民間事業者、地域住民と連携し、火災や自然災害、人為的毀損から文化財を保護していくために必要な防災対策を推進していく。</p> <p><b>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針</b></p> <p>長崎市は、文化財の価値に対する市民の理解を深めるための普及啓発活動として、歴史文化遺産に親しんでもらうための「文化財めぐり」や「出前講座」、「ながさき歴史の学校」、「長崎の歴史文化に関するシンポジウム」などを実施し、市民の誰もが気軽に長崎の歴史を学べる機会の創出に努めている。今後、学校教育や生涯学習等の様々な場面で文化財を活用し、市民と文化財との接点を増やす取り組みを行うことで、文化財の保存・活用への関心の裾野を広げていく。来街者に対しても「長崎さるく」等を通じた長崎市の歴史文化への理解促進と文化観光の一層の充実を図るとともに、文化財の保存・活用についての幅広い普及・啓発を図るため、ホームページや SNS を活用した情報発信の充実や、近年増加している外国人旅行者の滞在満足度の向上、長崎市の歴史文化に対する理解促進に向けた多言語対応の充実を図る。また、文化財をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施も検討する。</p> <p>市民団体等においても、長崎史談会など歴史研究団体による講座の実施、長崎さるくの市民ガイドによる文化財をはじめとしたまちの魅力の発信、郷土芸能保存協議会や各民俗文化財の保存会による保存・継承活動、市民ボランティアである文化財サポーターによる文化財の清掃・調査活動、地域住民や学校、企業等による文化財周辺の清掃活動などの様々な取組みが行われている。引き続き、これら文化財の保存・活用、普及啓発活動を行っている市民団体等との連携を図っていく。</p> <p><b>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針</b></p> <p>長崎市における周知の埋蔵文化財包蔵地は令和 4 年（2022）2 月時点で 259 箇所あり、その時代区分の内訳は、旧石器 10 件、縄文 83 件、弥生 22 件、古墳 14 件、古代 3 件、中世 61 件、近世 91 件、近代 11 件で（重複する遺跡あり）、海外と交易を行っていたことから、国際色豊かな遺物が出土することが特徴である。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県と連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するな</p> <p style="text-align: center;">197</p>	<p>( P 197 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。保存活用（管理）計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な措置の検討を行う。</p> <p>また、長崎市では、文化財を火災、震災その他の災害から守り、文化財愛護思想の高揚を図るため、文化財防火デーを中心に毎年一週間程度、重要文化財建造物及びその周辺において、消防当局、所有者・管理者、周辺地域住民と共同で、予防査察、消防訓練、広報活動を内容とする文化財防火運動を展開している。その他、文化財保護強調週間には、電力事業者の社会貢献活動として、国宝や重要文化財建造物の電気設備点検が実施されている。今後とも、ハード・ソフトの両面から、関係機関や文化財所有者・管理者、民間事業者、地域住民と連携し、火災や自然災害、人為的毀損から文化財を保護していくために必要な防災対策を推進していく。</p> <p><b>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針</b></p> <p>長崎市は、文化財の価値に対する市民の理解を深めるための普及啓発活動として、歴史文化遺産に親しんでもらうための「文化財めぐり」や「出前講座」、「ながさき歴史の学校」、「長崎の歴史文化に関するシンポジウム」などを実施し、市民の誰もが気軽に長崎の歴史を学べる機会の創出に努めている。今後、学校教育や生涯学習等の様々な場面で文化財を活用し、市民と文化財との接点を増やす取り組みを行うことで、文化財の保存・活用への関心の裾野を広げていく。来街者に対しても「長崎さるく」等を通じた長崎市の歴史文化への理解促進と文化観光の一層の充実を図るとともに、文化財の保存・活用についての幅広い普及・啓発を図るため、ホームページや SNS を活用した情報発信の充実や、近年増加している外国人旅行者の滞在満足度の向上、長崎市の歴史文化に対する理解促進に向けた多言語対応の充実を図る。また、文化財をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施も検討する。</p> <p>市民団体等においても、長崎史談会など歴史研究団体による講座の実施、長崎さるくの市民ガイドによる文化財をはじめとしたまちの魅力の発信、郷土芸能保存協議会や各民俗文化財の保存会による保存・継承活動、市民ボランティアである文化財サポーターによる文化財の清掃・調査活動、地域住民や学校、企業等による文化財周辺の清掃活動などの様々な取組みが行われている。引き続き、これら文化財の保存・活用、普及啓発活動を行っている市民団体等との連携を図っていく。</p> <p><b>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針</b></p> <p>長崎市における周知の埋蔵文化財包蔵地は 255 箇所あり、その時代区分の内訳は、旧石器 10 件、縄文 83 件、弥生 22 件、古墳 13 件、古代 3 件、中世 61 件、近世 90 件、近代 9 件で（重複する遺跡あり）、海外と交易を行っていたことから、国際色豊かな遺物が出土することが特徴である。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県との連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するなど、適切な保護措置を講じる。ま</p> <p style="text-align: center;">197</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 198 )</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>ど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。</p> <p><b>(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針</b></p> <p>長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員6名、建築技術職員2名、事務職員6名、総数14名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各2名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各1名の計12名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。</p> <p>文化財の保存・活用に関する事務のうち出島和蘭商館跡の復元整備に関する事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員2名、事務職員3名、計5名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所(学芸員2名配置)と2つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課(学芸員1名配置)がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。</p> <p>長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成20年(2008)4月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。</p> <p>※職員配置数は、令和4年(2022)2月時点</p> <p><b>(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。</p> <p>198</p>	<p>( P 198 )</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>た、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。</p> <p><b>(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針</b></p> <p>長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員6名、建築技術職員1名、事務職員7名、総数14名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各2名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各1名の計12名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。</p> <p>文化財の保存・活用に関する事務のうち出島和蘭商館跡の復元整備に関する事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員2名、事務職員4名、計6名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所(学芸員3名配置)と2つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課(学芸員2名配置)がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。</p> <p>長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成20年(2008)4月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。</p> <p>(職員配置数は、令和元年(2019)8月1日時点)</p> <p><b>(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。</p> <p>198</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>(P201)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和4年(2022)2月時点で重点区域内には2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝1件(大浦天主堂)をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財8件、長崎県指定有形文化財1件、長崎市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物53件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。</p> <p>重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>令和4年(2022)2月時点で保存活用(管理)計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財4件(旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館)及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。</p> <p>伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。</p> <p>長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマに関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物(民間所有)保存整備補助事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> <li>■重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">201</p>	<p>(P201)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。重点区域内には2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝1件(大浦天主堂)をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財8件、長崎県指定有形文化財1件、長崎市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物53件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。</p> <p>重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>保存活用(管理)計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財3件(旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅)及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努めることとし、令和元年度(2019)からは、重要文化財旧長崎英国領事館の保存活用計画策定に取り組む。</p> <p>伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。</p> <p>長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマに関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物(民間所有)保存整備補助事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">201</p>



■新旧対応表

新	旧
<p>(P202)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多いこと、公開活用が図られている建造物が多いことから、文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、計画的な修理・整備を行う。</p> <p>旧長崎英国領事館は、明治41年（1908）の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行していたことから、耐震補強を含めた本格的な保存修理を平成27年（2015）度から令和7年（2025）度までの計画で実施している。保存整備にあたっては、建設当時の図面や痕跡調査により判明した建物の改変状況を踏まえ、可能な限り建設当初の状態に復原する。また耐震補強工事にあたっては、補強部材をできるだけ目立たなくする等、文化財としての価値を損なわないよう配慮する。</p> <p>グラバー園内の旧グラバー住宅をはじめとする重要文化財3件、同園内の重要文化財を除く歴史的建造物、及び重要伝統的建造物群保存地区内に所在する旧紅葉本館等、市所有の歴史的建造物について、耐震補強等の保存・修理を順次実施していく。また、旧マリア園など、民間所有の伝統的建造物についても、耐震補強等、保存・修理のための技術的・財政的支援に引き続き取り組む。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物等についても、歴史的風致形成建造物への指定により、保存・修理のための支援を実施する。また、ヘリテージマネージャー等、歴史的建造物の保存修理に携わる技術者の育成支援に取り組む。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> <li>■景観形成助成金</li> <li>■重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</li> </ul> <p><b>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域では、昭和49年（1974）に南山手外国人居留地に現存する重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核に、市内に点在していた6つの明治期の洋風建築を移築復元したグラバー園を整備して、歴史的建造物の公開活用を行っており、国内外から年間約100万人の観光客が訪れる異国情緒あふれる観光名所として親しまれている。</p> <p>また、旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）や旧長崎税関下り松派出所（長崎市べっ甲工芸館）、東山手十二番館（長崎市旧居留地私学歴史資料館）、東山手洋風住宅群7棟（長崎市古写真・埋蔵資料館）、旧羅典神学校（大浦天主堂キリシタン博物館）など、重要文化財等の歴史的建造物を資料館等の用途で公開活用している。</p> <p>202</p>	<p>(P202)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多いこと、公開活用が図られている建造物が多いことから、文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、計画的な修理・整備を行う。</p> <p>旧長崎英国領事館は、明治41年（1908）の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行していたことから、耐震補強を含めた本格的な保存修理を平成27年（2015）度から令和7年（2025）度までの計画で実施している。保存整備にあたっては、建設当時の図面や痕跡調査により判明した建物の改変状況を踏まえ、可能な限り建設当初の状態に復原する。また耐震補強工事にあたっては、補強部材をできるだけ目立たなくする等、文化財としての価値を損なわないよう配慮する。</p> <p>グラバー園内の旧グラバー住宅をはじめとする重要文化財3件、同園内の重要文化財を除く歴史的建造物、及び重要伝統的建造物群保存地区内に所在する旧紅葉本館等、市所有の歴史的建造物について、耐震補強等の保存・修理を順次実施していく。また、旧マリア園など、民間所有の伝統的建造物についても、耐震補強等、保存・修理のための技術的・財政的支援に引き続き取り組む。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物等についても、歴史的風致形成建造物への指定により、保存・修理のための支援を実施する。また、ヘリテージマネージャー等、歴史的建造物の保存修理に携わる技術者の育成支援に取り組む。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> <li>■景観形成助成金</li> </ul> <p><b>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域では、昭和49年（1974）に南山手外国人居留地に現存する重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核に、市内に点在していた6つの明治期の洋風建築を移築復元したグラバー園を整備して、歴史的建造物の公開活用を行っており、国内外から年間約100万人の観光客が訪れる異国情緒あふれる観光名所として親しまれている。</p> <p>また、旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）や旧長崎税関下り松派出所（長崎市べっ甲工芸館）、東山手十二番館（長崎市旧居留地私学歴史資料館）、東山手洋風住宅群7棟（長崎市古写真・埋蔵資料館）、旧羅典神学校（大浦天主堂キリシタン博物館）など、重要文化財等の歴史的建造物を資料館等の用途で公開活用している。</p> <p>長崎市は、伝統的建造物群保存地区内の建造物53件のうち27件を所有している。これらは、</p> <p>202</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>(P203)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>長崎市は、伝統的建造物群保存地区内の建造物 53 件のうち 27 件を所有している。これらは、主に展示施設として公開活用されているが、より効果的な展示や便益施設・交流施設としての活用など、重点区域内の回遊性や区域全体の魅力向上に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら、DMO 等と連携して調査・検討を行う。</p> <p>また、重点区域内の説明板や案内板には、老朽化により版面等の劣化が進行しているものが見受けられることから、統一的なデザインの採用や多言語対応と併せてこれらの計画的な修繕や更新を進める。</p> <p><b>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域の大部分が、長崎市景観計画に基づく東山手・南山手地区景観形成重点地区に指定されており、建築行為や屋外広告物への規制など必要な景観保全の措置が講じられているほか、その他の区域も長崎市景観計画に基づく一般地区として一定の保全措置が講じられている。伝統的建造物群保存地区については、条例で現状変更の規制や保存のための措置が講じられており、引き続き関係法令に基づき、地域住民や民間事業者の理解を得て、重点区域における文化財の周辺環境を保全する。</p> <p>また、重点区域に係る「景観まちづくりガイドライン」の策定を進め、これに基づく建築物や工作物等の修景を推進するとともに、文化財の周辺環境の保全と持続可能な営みの両立を図るために必要な建物用途等の規制緩和に取り組む。</p> <p>文化財と調和のとれた周辺環境整備として、景観を阻害する電線・電柱や老朽危険空き家、屋外広告物への対策に引き続き取り組むとともに、緑化や回遊路の舗装美化、広場整備、夜間景観の向上に資するライトアップ設備や街路灯の整備などを、市民との協働により推進する。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）</li> <li>■グラバー園施設整備事業</li> <li>■老朽危険空き家対策事業</li> <li>■老朽危険空き家除却費補助事業</li> <li>■夜間景観整備事業</li> <li>■景観まちづくりガイドライン策定</li> <li>■景観支障物件の除却</li> </ul> <p><b>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</b></p> <p>令和4年(2022)2月時点で保存活用計画を策定している旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅、旧長崎英園領事館については、防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練など、適切な措置を講じる。保存活用計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。</p> <p>民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報</p> <p style="text-align: center;">203</p>	<p>(P203)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>主に展示施設として公開活用されているが、より効果的な展示や便益施設・交流施設としての活用など、重点区域内の回遊性や区域全体の魅力向上に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら、DMO 等と連携して調査・検討を行う。</p> <p>また、重点区域内の説明板や案内板には、老朽化により版面等の劣化が進行しているものが見受けられることから、統一的なデザインの採用や多言語対応と併せてこれらの計画的な修繕や更新を進める。</p> <p><b>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域の大部分が、長崎市景観計画に基づく東山手・南山手地区景観形成重点地区に指定されており、建築行為や屋外広告物への規制など必要な景観保全の措置が講じられているほか、その他の区域も長崎市景観計画に基づく一般地区として一定の保全措置が講じられている。伝統的建造物群保存地区については、条例で現状変更の規制や保存のための措置が講じられており、引き続き関係法令に基づき、地域住民や民間事業者の理解を得て、重点区域における文化財の周辺環境を保全する。</p> <p>また、重点区域に係る「景観まちづくりガイドライン」の策定を進め、これに基づく建築物や工作物等の修景を推進するとともに、文化財の周辺環境の保全と持続可能な営みの両立を図るために必要な建物用途等の規制緩和に取り組む。</p> <p>文化財と調和のとれた周辺環境整備として、景観を阻害する電線・電柱や老朽危険空き家、屋外広告物への対策に引き続き取り組むとともに、緑化や回遊路の舗装美化、広場整備、夜間景観の向上に資するライトアップ設備や街路灯の整備などを、市民との協働により推進する。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）</li> <li>■グラバー園施設整備事業</li> <li>■老朽危険空き家対策事業</li> <li>■老朽危険空き家除却費補助事業</li> <li>■夜間景観整備事業</li> </ul> <p><b>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</b></p> <p>保存活用計画を策定している旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅については、防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練など、適切な措置を講じる。保存活用計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。</p> <p>民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報</p> <p style="text-align: center;">203</p>



■新旧対応表

新	旧
<p>(P204)</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。</p> <p>民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報知設備等の設置が行われるなど取組みが進められており、引き続き、所有者による防災・防犯対策を促進する。</p> <p>平成27年(2015)度から重要文化財旧長崎英国領事館、平成30年(2018)度から重要文化財旧グラバー住宅の耐震補強工事を実施している。今後、旧オルト住宅、旧リンガー住宅の耐震診断及び耐震補強工事に順次着手する。平成25年(2013)度からはグラバー園内の重要文化財を除く歴史的建造物の耐震補強工事を実施している。旧マリア園等における所有者による耐震化の取組みについても引き続き支援を行う。</p> <p>伝統的建造物群保存地区は、木造建築が多いことに加え、斜面市街地で道幅も狭く、緊急車両が入らないなど、防災上の課題も少なくない。そこで長崎市では、伝統的建造物群保存地区防災計画策定に向けた環境物件(石垣)の危険度調査を実施している。今後も、その他必要な調査を実施し、伝統的建造物群保存地区の総合的な防災対策に取り組むとともに、火災や自然災害から文化財を保護していくため、消防当局や文化財所有者・管理者、民間事業者、重点区域内の地域住民と連携し、文化財防火デーにおける予防査察・消防訓練・広報活動などの防災対策を推進していく。また、文化財保護強調週間における、電力事業者による国宝や重要文化財建造物の電気設備点検の結果を文化財所有者・管理者と共有して、適切な対応を行うなど、民間事業者の社会貢献活動とも連携しながら、防災面も含めた文化財への関心を高めていく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物(民間所有)保存整備事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> <li>■重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</li> </ul> <p><b>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内では、旧長崎英国領事館の保存修理現場を見学する「文化財めぐり」や、旧グラバー住宅の保存修理現場の様子を外から観察できる展望デッキの整備など、長期に及ぶ保存修理現場を公開することで、市民や来街者に文化財保存の活きた現場を体感してもらい、理解を促す取組みを行っている。また、増加する外国人旅行者への対応として、長崎市公式観光サイト内に長崎居留地の文化財を紹介するページを多言語で整備したほか、区域内の周遊を促すための多言語パンフレットの作成や、重点区域内の歴史文化施設の展示解説やリーフレットの多言語化にも取り組んでいる。今後も、こうした取組みを通じた普及啓発・情報発信を推進する。重点区域内の歴史的建造物をユニークバニューとして活用したイベント、レセプション等の実施にも積極的に取</p> <p>204</p>	<p>(P204)</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>知設備等の設置が行われるなど取組みが進められており、引き続き、所有者による防災・防犯対策を促進する。</p> <p>平成27年(2015)度から重要文化財旧長崎英国領事館、平成30年(2018)度から重要文化財旧グラバー住宅の耐震補強工事を実施している。今後、旧オルト住宅、旧リンガー住宅の耐震診断及び耐震補強工事に順次着手する。平成25年(2013)度からはグラバー園内の重要文化財を除く歴史的建造物の耐震補強工事を実施している。旧マリア園等における所有者による耐震化の取組みについても引き続き支援を行う。</p> <p>伝統的建造物群保存地区は、木造建築が多いことに加え、斜面市街地で道幅も狭く、緊急車両が入らないなど、防災上の課題も少なくない。そこで長崎市では、伝統的建造物群保存地区防災計画策定に向けた環境物件(石垣)の危険度調査を実施している。今後も、その他必要な調査を実施し、伝統的建造物群保存地区の総合的な防災対策に取り組むとともに、火災や自然災害から文化財を保護していくため、消防当局や文化財所有者・管理者、民間事業者、重点区域内の地域住民と連携し、文化財防火デーにおける予防査察・消防訓練・広報活動などの防災対策を推進していく。また、文化財保護強調週間における、電力事業者による国宝や重要文化財建造物の電気設備点検の結果を文化財所有者・管理者と共有して、適切な対応を行うなど、民間事業者の社会貢献活動とも連携しながら、防災面も含めた文化財への関心を高めていく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物(民間所有)保存整備事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> </ul> <p><b>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内では、旧長崎英国領事館の保存修理現場を見学する「文化財めぐり」や、旧グラバー住宅の保存修理現場の様子を外から観察できる展望デッキの整備など、長期に及ぶ保存修理現場を公開することで、市民や来街者に文化財保存の活きた現場を体感してもらい、理解を促す取組みを行っている。また、増加する外国人旅行者への対応として、長崎市公式観光サイト内に長崎居留地の文化財を紹介するページを多言語で整備したほか、区域内の周遊を促すための多言語パンフレットの作成や、重点区域内の歴史文化施設の展示解説やリーフレットの多言語化にも取り組んでいる。今後も、こうした取組みを通じた普及啓発・情報発信を推進する。重点区域内の歴史的建造物をユニークバニューとして活用したイベント、レセプション等の実施にも積極的に取組み、文化財の価値や魅力の発信と、その保存活動の機運醸成に努める。</p> <p>市民団体等においても、東山手・南山手の両地区に組織された町並み保存会を中心とした地域住民により、町並み保存センターを拠点とした伝統的建造物群保存地区の普及啓発に関する活動が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体に組織された実行委員会により、毎年</p> <p>204</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 205 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>り組み、文化財の価値や魅力の発信と、その保存活動の機運醸成に努める。</p> <p>市民団体等においても、東山手・南山手の両地区に組織された町並み保存会を中心とした地域住民により、町並み保存センターを拠点とした伝統的建造物群保存地区の普及啓発に関する活動が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体で組織された実行委員会により、毎年9月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QRコードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取組みが行われている。</p> <p>今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ながさき歴史の学校事業</li> <li>■出前講座</li> <li>■まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> </ul> <p><b>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。</p> <p>重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。</p> <p><b>(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において文化財の保存・活用に取り組む団体として、伝統的建造物群保存地区内の洋館所有者を中心に地域住民等で組織されている東山手地区町並み保存会及び南山手地区町並み保存会、浪の平地区まちづくり協議会、大浦青年会やNPO、活水女子大学のサークル、その他の市民団体などがあり、様々な活動を展開している。</p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけではなく、地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、それらが相互に連携・調整を図るための「<b>重点区域歴史まちづくり協議会</b>」を組織し、歴史まちづくりの取組みを推進する。</p> <p style="text-align: center;">205</p>	<p>( P 205 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>9月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QRコードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取組みが行われている。</p> <p>今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ながさき歴史の学校事業</li> <li>■出前講座</li> <li>■まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> </ul> <p><b>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。</p> <p>重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。</p> <p><b>(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において文化財の保存・活用に取り組む団体として、伝統的建造物群保存地区内の洋館所有者を中心に地域住民等で組織されている東山手地区町並み保存会及び南山手地区町並み保存会、浪の平地区まちづくり協議会、大浦青年会やNPO、活水女子大学のサークル、その他の市民団体などがあり、様々な活動を展開している。</p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけではなく、地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、それらが相互に連携・調整を図るための「<b>重点区域歴史まちづくり協議会</b>（仮称）」を組織し、歴史まちづくりの取組みを推進する。</p> <p style="text-align: center;">205</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 206)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</b></p> <p><b>1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針</b></p> <p>長崎市の歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等）の整備及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存・活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する事業」、「歴史的な営みや活動の継承に関する事業」、「賑わいの創出に関する事業」の4つに分類した。</p> <p>本市固有の維持及び向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。</p> <p>整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握したうえで、関係機関、地域住民、関連団体等との協議を適宜行いながら実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>管理については、施設の管理者や関係課、関係機関等と十分な協議や調整のうえ、今後も適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。以上に加え、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、事業を推進する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。</p> <p><b>2 重点区域における事業</b></p> <p><b>(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業</b></p> <p>1-1 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</p> <p>1-2 重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業</p> <p>1-3 伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業</p> <p>1-4 グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</p> <p>1-5 景観形成助成金</p> <p>1-6 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</p> <p><b>(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業</b></p> <p>2-1 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）</p> <p>2-2 グラバー園施設整備事業</p> <p>2-3 老朽危険空き家対策事業</p> <p>2-4 老朽危険空き家除却費補助事業</p> <p>2-5 夜間景観整備事業</p> <p>2-6 景観まちづくりガイドライン策定</p> <p>2-7 景観支障物件の除却</p> <p>206</p>	<p>(P 206)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</b></p> <p><b>1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針</b></p> <p>長崎市の歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等）の整備及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存・活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する事業」、「歴史的な営みや活動の継承に関する事業」、「賑わいの創出に関する事業」の4つに分類した。</p> <p>本市固有の維持及び向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。</p> <p>整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握したうえで、関係機関、地域住民、関連団体等との協議を適宜行いながら実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>管理については、施設の管理者や関係課、関係機関等と十分な協議や調整のうえ、今後も適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。以上に加え、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、事業を推進する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。</p> <p><b>2 重点区域における事業</b></p> <p><b>(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業</b></p> <p>1-1 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</p> <p>1-2 重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業</p> <p>1-3 伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業</p> <p>1-4 グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</p> <p>1-5 景観形成助成金</p> <p><b>(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業</b></p> <p>2-1 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）</p> <p>2-2 グラバー園施設整備事業</p> <p>2-3 老朽危険空き家対策事業</p> <p>2-4 老朽危険空き家除却費補助事業</p> <p>2-5 夜間景観整備事業</p> <p>206</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 207 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 出前講座</li> <li>3-2 ながさき歴史の学校事業</li> <li>3-3 住宅リフォーム支援補助金</li> <li>3-4 定住促進空き家活用補助金</li> <li>3-5 空き家・空き地情報バンク制度</li> <li>3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援</li> </ul> <p>(4) 賑わいの創出に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">207</p>	<p>( P 207 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 出前講座</li> <li>3-2 ながさき歴史の学校事業</li> </ul> <p>(4) 賑わいの創出に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">207</p>









■新旧対応表

新	旧
<p>(P 208)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>各事業の位置</p> <p>208</p>	<p>(P 208)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>各事業の位置</p> <p>208</p>

■新旧対応表

新	旧																												
(P210)	(P210)																												
長崎市歴史的風致維持向上計画	長崎市歴史的風致維持向上計画																												
事業番号 1-2	事業番号 1-2																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～令和3年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>長崎市南山手町2番地 </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧グラバー住宅</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成30年度～令和3年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町2番地 	事業概要	国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧グラバー住宅	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>長崎市南山手町2番地 </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧グラバー住宅</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成30年度～令和2年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町2番地 	事業概要	国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧グラバー住宅	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	平成30年度～令和3年度																												
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																												
事業箇所	長崎市南山手町2番地 																												
事業概要	国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧グラバー住宅																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業名	重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	平成30年度～令和2年度																												
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																												
事業箇所	長崎市南山手町2番地 																												
事業概要	国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧グラバー住宅																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
210	210																												

■新旧対応表

新	旧																												
(P211)	(P211)																												
第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項																												
事業番号 1-3	事業番号 1-3																												
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事業名</td> <td>伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業期間</td> <td>平成 2 年度～令和 11 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業箇所</td> <td>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業概要</td> <td> <p>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>活水学院本館</p> </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成 2 年度～令和 11 年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区	事業概要	<p>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>活水学院本館</p> </div>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事業名</td> <td>伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業期間</td> <td>平成 26 年度～令和 11 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業箇所</td> <td>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業概要</td> <td> <p>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>活水学院本館</p> </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成 26 年度～令和 11 年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区	事業概要	<p>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>活水学院本館</p> </div>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	平成 2 年度～令和 11 年度																												
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																												
事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区																												
事業概要	<p>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>活水学院本館</p> </div>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																												
事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	平成 26 年度～令和 11 年度																												
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																												
事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区																												
事業概要	<p>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>活水学院本館</p> </div>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																												
211	211																												



■新旧対応表

新	旧																																
<p>(P212)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <table border="1" data-bbox="286 327 929 1273"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">事業番号 1-4</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>長崎市南山手町 8 番 1 号 </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。</p>  <p style="text-align: center;">旧ウォーカー住宅</p> <p>【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スタイル記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">212</p>	事業番号 1-4		事業名	グラバー園伝統的建造物耐震対策事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町 8 番 1 号 	事業概要	<p>南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。</p>  <p style="text-align: center;">旧ウォーカー住宅</p> <p>【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スタイル記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P212)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <table border="1" data-bbox="1310 327 1953 1279"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">事業番号 1-4</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>長崎市南山手町 8 番 1 号 </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。</p>  <p style="text-align: center;">旧ウォーカー住宅</p> <p>【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スタイル記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭、旧長崎高商表門衛所</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">212</p>	事業番号 1-4		事業名	グラバー園伝統的建造物耐震対策事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成 25 年度～令和 4 年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町 8 番 1 号 	事業概要	<p>南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。</p>  <p style="text-align: center;">旧ウォーカー住宅</p> <p>【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スタイル記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭、旧長崎高商表門衛所</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業番号 1-4																																	
事業名	グラバー園伝統的建造物耐震対策事業																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																																
事業箇所	長崎市南山手町 8 番 1 号 																																
事業概要	<p>南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。</p>  <p style="text-align: center;">旧ウォーカー住宅</p> <p>【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スタイル記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭</p>																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
事業番号 1-4																																	
事業名	グラバー園伝統的建造物耐震対策事業																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	平成 25 年度～令和 4 年度																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																																
事業箇所	長崎市南山手町 8 番 1 号 																																
事業概要	<p>南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。</p>  <p style="text-align: center;">旧ウォーカー住宅</p> <p>【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スタイル記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭、旧長崎高商表門衛所</p>																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																




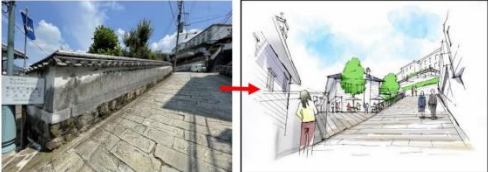

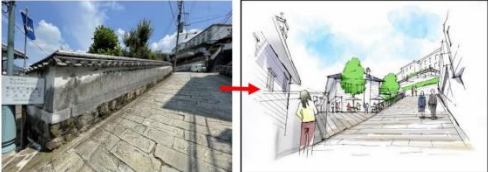

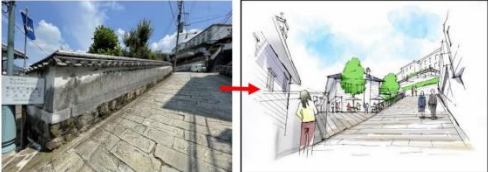
■新旧対応表

新	旧														
<p>(P214)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p style="text-align: right;">事業番号 1-6</p> <table border="1" data-bbox="288 357 931 1233"> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業名</td> <td>重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業期間</td> <td>令和4年度～令和7年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業箇所</td> <td>長崎市南山手町8番 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業概要</td> <td>国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧オルト住宅</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">214</p>	事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度～令和7年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町8番 	事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧オルト住宅	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P )</p>
事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業														
事業主体	長崎市														
事業期間	令和4年度～令和7年度														
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）														
事業箇所	長崎市南山手町8番 														
事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。  旧オルト住宅														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。														







■新旧対応表

新	旧																
<p>(P 220)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業番号</b></td> <td>2-6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業名</b></td> <td>景観まちづくりガイドライン策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業主体</b></td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業期間</b></td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>支援事業名</b></td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業箇所</b></td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業概要</b></td> <td> <p>景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。</p> <p>(参考) 深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b></td> <td> <p>市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	<b>事業番号</b>	2-6	<b>事業名</b>	景観まちづくりガイドライン策定	<b>事業主体</b>	長崎市	<b>事業期間</b>	令和4年度	<b>支援事業名</b>	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	<b>事業箇所</b>	重点区域全域	<b>事業概要</b>	<p>景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。</p> <p>(参考) 深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準</p>	<b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b>	<p>市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P )</p>
<b>事業番号</b>	2-6																
<b>事業名</b>	景観まちづくりガイドライン策定																
<b>事業主体</b>	長崎市																
<b>事業期間</b>	令和4年度																
<b>支援事業名</b>	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																
<b>事業箇所</b>	重点区域全域																
<b>事業概要</b>	<p>景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。</p> <p>(参考) 深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準</p>																
<b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b>	<p>市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																

■新旧対応表







新	旧														
<p>(P 221)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p style="text-align: right;">事業番号 2-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>事業名</b></td> <td>景観支障物件の除却</td> </tr> <tr> <td><b>事業主体</b></td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td><b>事業期間</b></td> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td><b>支援事業名</b></td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td><b>事業箇所</b></td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td><b>事業概要</b></td> <td> <p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉木館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td><b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b></td> <td> <p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	<b>事業名</b>	景観支障物件の除却	<b>事業主体</b>	長崎市	<b>事業期間</b>	令和 4 年度	<b>支援事業名</b>	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	<b>事業箇所</b>	重点区域全域	<b>事業概要</b>	<p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉木館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p>	<b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b>	<p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>( P )</p>
<b>事業名</b>	景観支障物件の除却														
<b>事業主体</b>	長崎市														
<b>事業期間</b>	令和 4 年度														
<b>支援事業名</b>	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）														
<b>事業箇所</b>	重点区域全域														
<b>事業概要</b>	<p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉木館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p>														
<b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b>	<p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>														

■新旧対応表




新	旧														
<p>( P 224 )</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p style="text-align: right;">事業番号 3-3</p> <table border="1" data-bbox="291 357 931 1010"> <tr> <td>事業名</td> <td>住宅リフォーム支援補助金</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 23 年度～令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（住宅性能向上リフォーム提案事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>住宅の性能向上などの居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、住宅リフォーム支援補助金事業により支援を行うもの。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>改修前</span> <span>改修後</span> </p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>住宅リフォーム支援により、地域の定住人口を維持されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">224</p>	事業名	住宅リフォーム支援補助金	事業主体	長崎市	事業期間	平成 23 年度～令和 7 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（住宅性能向上リフォーム提案事業）	事業箇所	市内全域	事業概要	<p>住宅の性能向上などの居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、住宅リフォーム支援補助金事業により支援を行うもの。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>改修前</span> <span>改修後</span> </p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	住宅リフォーム支援により、地域の定住人口を維持されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>( P )</p>
事業名	住宅リフォーム支援補助金														
事業主体	長崎市														
事業期間	平成 23 年度～令和 7 年度														
支援事業名	社会資本整備総合交付金（住宅性能向上リフォーム提案事業）														
事業箇所	市内全域														
事業概要	<p>住宅の性能向上などの居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、住宅リフォーム支援補助金事業により支援を行うもの。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>改修前</span> <span>改修後</span> </p>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	住宅リフォーム支援により、地域の定住人口を維持されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。														






■新旧対応表

新	旧														
<p>(P 225)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p style="text-align: right;">事業番号 3-4</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業名</td> <td>定住促進空き家活用補助金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業期間</td> <td>平成 29 年度～令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">支援事業名</td> <td>市町村振興事業（空き家財処分費補助金）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業箇所</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業概要</td> <td> <p>空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、定住促進空き家活用補助金事業により支援を行うもの。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">改修前                      改修後</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">225</p>	事業名	定住促進空き家活用補助金	事業主体	長崎市	事業期間	平成 29 年度～令和 7 年度	支援事業名	市町村振興事業（空き家財処分費補助金）	事業箇所	市内全域	事業概要	<p>空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、定住促進空き家活用補助金事業により支援を行うもの。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">改修前                      改修後</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P )</p>
事業名	定住促進空き家活用補助金														
事業主体	長崎市														
事業期間	平成 29 年度～令和 7 年度														
支援事業名	市町村振興事業（空き家財処分費補助金）														
事業箇所	市内全域														
事業概要	<p>空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、定住促進空き家活用補助金事業により支援を行うもの。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">改修前                      改修後</p>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>														

■新旧対応表

新	旧														
<p>( P 226 )</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p style="text-align: right;">事業番号 3-5</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業名</td> <td>空き家・空き地情報バンク制度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業期間</td> <td>平成 18 年度～令和 11 年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業箇所</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業概要</td> <td> <p>長崎市への移住・定住を検討されている市外在住の方に対して、市内に存在する空き家・空き地の情報を提供し、そこに住んでもらうことで、地域の活性化などを図るもの。</p>  <p style="text-align: center;">長崎市空き家空き地情報バンクのウェブサイト</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2d2d2;">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで地域が活性化し、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	空き家・空き地情報バンク制度	事業主体	長崎市	事業期間	平成 18 年度～令和 11 年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所	市内全域	事業概要	<p>長崎市への移住・定住を検討されている市外在住の方に対して、市内に存在する空き家・空き地の情報を提供し、そこに住んでもらうことで、地域の活性化などを図るもの。</p>  <p style="text-align: center;">長崎市空き家空き地情報バンクのウェブサイト</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで地域が活性化し、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>( P )</p>
事業名	空き家・空き地情報バンク制度														
事業主体	長崎市														
事業期間	平成 18 年度～令和 11 年度														
支援事業名	市単独事業														
事業箇所	市内全域														
事業概要	<p>長崎市への移住・定住を検討されている市外在住の方に対して、市内に存在する空き家・空き地の情報を提供し、そこに住んでもらうことで、地域の活性化などを図るもの。</p>  <p style="text-align: center;">長崎市空き家空き地情報バンクのウェブサイト</p>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで地域が活性化し、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>														

■新旧対応表

新	旧														
<p>( P 227 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p style="text-align: right;">事業番号 3-6</p> <table border="1" data-bbox="291 327 929 1125"> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業名</td> <td>地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業期間</td> <td>平成 23 年度～令和 11 年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業箇所</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業概要</td> <td> <p>人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化などに伴い、地域の一員であるという意識や地域における連帯感が希薄化し、社会の状況が大きく変化してきているなかで、今後さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体の連携を強め、多くの地域住民が話し合い、地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要である。</p> <p>そこで、地域の各種団体が連携し、地域課題の解決や活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立及び運営を支援するもの。</p> <div style="text-align: center;">  <p>住民等による地域の課題解決に向けた話し合い (地域コミュニティ連絡協議会設立支援)</p> </div> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>地域コミュニティが活性化されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援	事業主体	長崎市	事業期間	平成 23 年度～令和 11 年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所	市内全域	事業概要	<p>人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化などに伴い、地域の一員であるという意識や地域における連帯感が希薄化し、社会の状況が大きく変化してきているなかで、今後さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体の連携を強め、多くの地域住民が話し合い、地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要である。</p> <p>そこで、地域の各種団体が連携し、地域課題の解決や活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立及び運営を支援するもの。</p> <div style="text-align: center;">  <p>住民等による地域の課題解決に向けた話し合い (地域コミュニティ連絡協議会設立支援)</p> </div>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域コミュニティが活性化されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>( P )</p>
事業名	地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援														
事業主体	長崎市														
事業期間	平成 23 年度～令和 11 年度														
支援事業名	市単独事業														
事業箇所	市内全域														
事業概要	<p>人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化などに伴い、地域の一員であるという意識や地域における連帯感が希薄化し、社会の状況が大きく変化してきているなかで、今後さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体の連携を強め、多くの地域住民が話し合い、地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要である。</p> <p>そこで、地域の各種団体が連携し、地域課題の解決や活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立及び運営を支援するもの。</p> <div style="text-align: center;">  <p>住民等による地域の課題解決に向けた話し合い (地域コミュニティ連絡協議会設立支援)</p> </div>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域コミュニティが活性化されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。														